

会議録・令和3年3月3日第1回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和3年2月15日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 3月3日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 奥 山 幸 洋
 - 2番 松 本 忍
 - 3番 乾 健 郎
 - 5番 阪 井 勇 男
 - 6番 下 井 清 史
 - 7番 江 京 子
 - 8番 田 邊 ひとみ
 - 9番 綿 民 和 子
 - 10番 北 岡 泰
 - 11番 山 内 理
 - 12番 中 井 啓 悟
 - 13番 樋 口 文 隆
 - 14番 高 橋 浩 司
 - 15番 伊 豆 千 夜 子
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
14名
7. 欠 席 議 員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田 中 一 夫
議 会 書 記 肥留間 晴 美 家城 和 司 中瀬 弘 雅
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 松 本 章
まちづくり戦略課長 朝 倉 正 浩 税 務 課 長 山 口 隆 弘
生活環境課長 西 尾 仁 志 住民ほけん課長 吉 川 伸 幸

健康あゆみ課長	西岡郁玲	会計管理者(兼)会計課長	世古口和也
産業振興課長	堀真	建設課長	西尾直伸
上下水道課長	坂口昇	斎宮跡・文化観光課長	松井友吾
教育課長	菅野亮	こども課長	西村正樹

10. 会議録署名議員

6番 下井清史

7番 江京子

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 発議第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第8 報告第1号 専決処分事項の報告について

日程第9 報告第2号 専決処分事項の報告について

日程第10 議案第3号 第6次明和町総合計画基本構想を定めることについて

日程第11 議案第4号 明和町総合体育館等体育施設の指定管理者の指定

日程第12 議案第5号 明和町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第6号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第7号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第8号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第16 議案第9号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第10号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第11号 明和町指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第12号 明和町道路線の認定について
- 日程第20 議案第13号 明和町道路線の変更について
- 日程第21 議案第14号 令和2年度 管工－4 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 30工区 請負契約の変更
- 日程第22 議案第15号 令和2年度明和町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第23 議案第16号 令和2年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第17号 令和2年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第18号 令和2年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第19号 令和2年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第20号 令和2年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第28 議案第21号 令和2年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第 2 号）

日程第29 議案第22号 令和 2 年度明和町水道事業会計補正予算（第 4 号）

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回明和町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（伊豆 千夜子） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

6番 下井清史 議員

7番 江京子 議員

の両名を指名します。

◎会期の決定について

○議長（伊豆 千夜子） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの14日間にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月16日までの14日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長(伊豆 千夜子) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出いただいた11月、12月、1月分の例月出納検査結果報告書、令和2年度定期監査結果報告書の写し、各一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(伊豆 千夜子) 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

(町長 世古口哲哉 登壇)

○町長(世古口 哲哉) 本日ここに令和3年第1回明和町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、本定例会の会期を本日から14日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼申し上げます。本定例会は、令和2年度を締めくくるとともに、新年度予算のご審議を賜る議会でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

思い起こせば、令和2年度は新型コロナウイルス感染症が世界規模で猛威を振るい、私たちの行動や経済、医療に多大な影響を与え続け、日々の暮らしを一変させた年でした。

このような中、新型コロナウイルスのワクチン接種が一部始まり、また冬の寒さも終わりを迎え、長いトンネルの先によりやく光を感じられるようになりました。

しかしながら、ここで気を緩めず、リスクが高まる「5つの場面」に注意し、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行い、町政にあたっていかなければなりません。

また、この3月11日には東日本大震災から10年が経過しますが、2月に福島・宮城で再び震度6強の地震が発生しました。大震災による甚大な被害は過去のものではなく、対策を怠れば、起こり得てしまうものだと改めて感じています。

国の国土強靱化事業を受け、当町においても防災・減災対策にますます積極的に取り組んでいかなければなりません。

さて、令和3年度の国の予算は3次補正予算と合わせ、感染症対策防止に万全を期しながらデジタル社会など中長期的な課題に対応する予算として、感染拡大防止、デジタル社会・グリーン社会の実現、活力ある地方づくり、少子化対策など、全世代型の社会保障制度の構築などを目指すとすほか、歳出改革の取り組みも継続して行うとしています。

当町におきましては、厳しい状況続く財政事情に鑑み、一般会計の予算総額は91億2,500万円、特別会計、水道事業会計を含めた総額は167億4,100万円の当初予算を編成いたしました。

なお、新年度予算の詳細な内容につきましては、本定例会で詳しくご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、昨年12月の定例会以降、本定例会までの主な動きにつきまして、簡略にご報告をさせていただきます。

12月14日、松阪市にある有限会社東海樹脂加工様から、トイレトーパー以外に触れることなく、片手だけでペーパーを切ることができる非接触ワンハンドペーパーホルダー「k a t a t e k o (カタテコ)」10台を寄贈いただきました。これは新型コロナウイルス感染症対策として、同社が開発した商品で、ペーパーをつまみ上げると、蓋がロールを押さえてこの原理で片手だけで紙を切ることができます。この「k a t a t e k o (カタテコ)」は、いつき茶屋やD r e a mオーシャン総合体育館などのトイレに設置しました。

12月18日、町の文化財の保存や活用に関する今後10年間の方針をまとめた「明和町文化財保存活用地域計画」が、県内で初めて文化庁の認定を受けました。文化庁では、文化財保存活用地域計画の認定を通して、継続性・一貫性のある文化財の保存や活用を推進しており、認定件数は全国で23件です。

今後、当町では町内の文化財を総合的に調査、保存し、観光振興などに活用していく予定で、今回文化庁の認定を受けたことにより、国の補助金申請でも有利になる見込みとなっています。

1月11日、新成人を祝う成人式を、新成人による実行委員会の企画と運営のもと、D r e a mオーシャン総合体育館で開催し、215人の新成人の皆様が式典に参加されました。

新成人を代表して、中瀬颯樹さんに「個々の力は少ないかもしれませんが、この場に集まった皆さん、またコロナ禍などで参加できなかった仲間も加え、これからも明和町を元気な活力のある、よりよい町にしていきたいと思います。」と力強く決意を述べていただきました。私からは、「失敗しても決して諦めず、果敢に立ち向かっていくチャレンジ精神を持ち続け、厳しい社会情勢の中にあっても、自分の夢に向かって行動して行ってください」とエールを送りました。

1月17日、新年恒例の消防団出初め式が中央公民館で行われ、消防団幹部や団員など、約60人が出席しました。今年は、新型コロナウイルス感染予防として、規模を縮小し、出席者を最低限に抑えたほか、座席の間隔を広く取るなど、最大限の対策を講じた上で開催しました。

式辞では、日頃から火災や自然災害に備えて訓練をし、町民の皆様の生命・財産を守るためにご尽力いただいていることに敬意を表するとともに、今後も安心安全のまちづくりにご協力いただきますようお願いいたしました。また、新型コロナウイルス感染症の社会への影響が終息し、社会全体が機能回復することをお祈りしました。

1月18日、災害時にドローンを活用し、被害情報を収集するため、町内でドローンを活用した事業を行うMEIWA DRONE WORKS（めいわドローンワークス）様と協定を結びました。

この協定により、災害時にドローンでの情報収集活動などが必要な場合、町が協力要請を行い、人命救助や支援要請に必要な災害情報の収集を迅速に行う体制の強化が図れることとなりました。

1月30日、起業やプロジェクトなど、新しい挑戦をする人を応援する取り組み「メイワカモンプロジェクト」の集大成となるイベントが、いつきのみや地域交流センターで行われました。

このイベントは、高校生の部、一般の部で募った新しい事業のアイデアを発表するもので、新型コロナウイルス感染予防対策としてオンライン形式で行われライブ配信されました。意欲あふれる若い皆さんに、町を盛り上げていただけることを期待しています。

2月10日、史跡斎宮跡・塚山古墳群発掘調査の現地公開を行い、新たに発見された古墳の一部を紹介しました。

今回の調査は、公園整備を前に遺跡の様相を確認にするため、三重県と協力して行ったもので、調査の概要を紹介するとともに、斎宮や文化財について興味関心を高めてもらうことを目的として現地公開を行いました。

2月13日、明和中学校第二グラウンドでソフトボール大会「第19回消防団長杯」が開催され、町内のスポーツ少年団4チームが参加しました。

この大会は、スポーツ少年団の交流と火災予防の啓発を目的に、明和町消防団が主催して毎年行われています。子どもたちの一生懸命なプレーに元気ももらうことができました。

一方、例年この時期に開催していましたが初日の出を迎える会、美し国三重市町対抗駅伝などの行事は、新型コロナウイルス感染症の影響のため中止となりました。このことは本当に残念なことであります。来年度は無事に開催できるよう、このコロナ禍が終えんすることを心から願うばかりです。

諸報告につきましては以上でございますが、本定例会には、人事案件の諮問が2件、専決処分事項の報告が2件、総合計画基本構想の策定が1件、指定管理者の指定が1件、条例の一部改正が11件、町道路線の認定が1件、変更が1件、変更契約の締結が1件、令和2年度一般会計補正予算ほか6つの特別会計補正予算と水道事業会計補正予算、令和3年度一般会計予算及び7つの特別会計予算と水道事業会計予算の議案を提案させていただくこととしています。

当町にとりましても、コロナ禍で税収等の自主財源の減少が見込まれており、財源確保が厳しい中ではありますが、持続可能な財政運営のため、新たな財源確保にも努めていくことが必要となってきました。

このような状況の中、SDGsの視点を取り入れながら、令和3年度からスタートする第6次明和町総合計画や財政健全化プランに基づき、行財政改革を推進するとともに、歳入ではふるさと寄附の取り組み強化、新たな財源の確保、歳出では国が推進するSociety5.0時代に向けた自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、ICTやAIを活用した新しい技術の導入などを行うことによって、効率的な行政運営に努めていきたいと考えています。

今後も、議員の皆様、町民の皆様のお力を得て、子どもたちが未来に向け、夢と希望を持ち、町民の皆様が安心して明和町に住み続けたいと思っただけのまちづくりに向けて、誠心誠意取り組んでいくことを申し上げ、行政報告

といたします。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎発議第1号の上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） 日程第5 発議第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 質疑される方がないので、これで発議第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見

書を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（伊豆 千夜子） 起立全員です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に提出します。

◎諮問第1号・2号の上程～同意

○議長（伊豆 千夜子） お諮りします。

日程第6 諮問第1号及び日程第7 諮問第2号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま一括上程されました、諮問第1号及び諮問第2号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、諮問第1号につきましては、現在、人権擁護委員としてご活躍中の間宮高史氏が任期満了となりますが、引き続いて候補者として推薦いたしたく、

ここに人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の答申をお願いするものでございます。

間宮氏は、昭和26年10月18日生まれの69歳で、平成30年7月1日から1期3年間、人権擁護委員を務められていて、人権問題に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、人権擁護委員として適任者でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第2号につきましては、同じく現在、人権擁護委員としてご活躍中の浅尾健氏が任期満了となりますが、引き続いて候補者として推薦いたしたく、ここに人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の答申をお願いするものでございます。

浅尾氏は、昭和31年11月1日生まれの64歳で、平成30年7月1日から1期3年間、人権擁護委員を務められていて、人権問題に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、人権擁護委員として適任者でありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この件は、先日の全員協議会でご協議いただいたところですので、お手元にお配りいたしました内容で答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号は、お手元にお配りしました答申書のとおり答申することに決定しました。

以上で、一括上程した議案の採決を終わります。

◎報告第1号の報告

○議長（伊豆 千夜子） 日程第8 報告第1号 専決処分事項の報告について
を議題とします。

報告を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） それでは、報告第1号 専決処分事項の報告をいたします。

議案書3ページ、4ページをご覧ください。

令和2年度 管工-1 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 28工区の変更契約について報告をいたします。

6月定例会で工事契約締結をお認めいただきました本工事ですが、令和3年2月5日付で変更契約を締結いたしましたので、専決処分とさせていただきます。

議会資料10-2-1をご参照ください。

施工場所は資料に記載のとおり、主に明星苑自治会の区域内での下水道管路布設工事でございます。

変更内容といたしましては、当工事区域内は基本的に迂回路がなく、通行止めでの施工となりましたが、自治会の皆様のご協力をいただきました結果、施工日数の短縮を図れましたことから、交通誘導員の減による減額変更でございます。

議案書の4ページをご覧ください。

当初契約額1億527万円から307万5,600円を減額し、1億219万4,400円で変更契約を締結いたしました。

契約の相手先は、池田建設株式会社、代表取締役池田幸弘でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 報告が終わりました。

この件は、報告事項でありますので、これで報告第1号を終わります。

◎報告第2号の報告

○議長（伊豆 千夜子） 日程第9 報告第2号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） それでは、報告第2号 専決処分事項の報告について。

それでは専決処分事項の報告をいたします。

議案書の5ページ、6ページをご覧ください。

9月議会で工事契約締結をご承認いただきました、令和2年度 管工—2 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 29工区につきまして、2月8日付で変更契約を締結し、専決処分とさせていただきます。

議会資料10—2—2をご覧ください。

施工場所は図面にありますとおり、近鉄山田線明星3号踏切の軌道下に下水道管を推進工法により敷設する工事でございます。

変更内容といたしましては、施工時に地下水位が高く、水替え等を増工いたしました。施工日数の短縮を図れましたことから、交通誘導員が減となり、減額の変更契約を締結いたしました。

議案書6ページをご覧ください。

当初契約額4,999万5,000円から197万1,200円を減額し、4,802万3,800円に変更契約を締結いたしました。

契約の相手先は、清田軌道工業株式会社三重営業所、所長五十棲富雄でござ

います。

よろしくお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 報告が終わりました。

この件は、報告事項でありますので、これで報告第2号を終わります。

◎議案第3号の上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） 日程第10 議案第3号 第6次明和町総合計画基本構想を定めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました、議案第3号 第6次明和町総合計画基本構想を定めることにつきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、第6次明和町総合計画基本構想について、令和3年度から令和12年度までの10年間における本町のまちづくりの将来目標と、その実現を図るための施策の基本方向を定め、総合的かつ計画的な行政運営を図ろうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） それでは、議案第3号 第6次明和町総合計画基本構想を定めることについての詳細説明を行います。

本案は、令和元年度から係長級で構成しますプロジェクト会議の議論を経て、職員の手作りで素案を作成し、明和町総合建設計画審議会に諮問、2月12日に定例会資料2-1-1にありますように、計画が適正である旨の答申をいただいております。さらには、パブリックコメントを経て、議会連合審査会でもご意見を賜ったものでございます。

この構想案につきましては、第1編の計画策定に当たってと、第2編の基本構想で構成をしております。

議案書の10ページ以降でございますが、まず第1編の計画策定の趣旨と計画期間、総合計画と個別計画との関連性について記載をしております。

また13ページでは、第2編の第1章基本構想として、まず将来像を「住みたい 住み続けたい 豊かなところを育む 歴史・文化のまち 明和」とし、基本理念を「みんなでつくるまちづくり」と位置づけました。

これは第5次総合計画の内容や成果を生かしつつ、基本目標達成のための基本姿勢を示したものであり、新たにSDGsの視点を取り入れていることで、持続可能なまちづくりを目指すこととしております。

次の第2章将来人口では、全国的な人口減少の中でも、2030年の将来人口を2万1,693人、2060年の人口を2万50人としております。

そして、15ページからが第3章の基本目標であり、16ページから「つながり」、「育み」、「安心」、「創造」をキーワードに、「人と人々が支えあい尊重するまち」、「地域とともに人が育つまち」、「安心安全な暮らしやすいまち」、「産業が元気で活力のあるまち」として、4つの大綱として取りまとめさせていただきました。

18ページからの第4章では、施策の体系を示しており、4つの大綱、11の政策、43の施策で構成されております。

以上で、基本構想案の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) 質疑される方がないので、これで議案第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第3号 第6次明和町総合計画基本構想を定めることについてを採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(伊豆 千夜子) 起立全員です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程～採決

○議長(伊豆 千夜子) 日程第11 議案第4号 明和町総合体育館等体育施設の指定管理者の指定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(世古口 哲哉) ただいま上程されました、議案第4号 明和町総合体育館等体育施設の指定管理者の指定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、明和町総合体育館等体育施設の管理運営について、明和町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条の規定により、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、引き続き明和町体育協会を指定管理者に指定し、運営管理を委託するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） それでは、議案第4号 明和町総合体育館等体育施設の指定管理者の指定について詳細説明を申し上げます。

指定管理者の指定管理の対象施設は、明和町総合体育館、明和町総合グラウンド、明和町テニスコート、明和町担い手センターの4施設で、団体の名称は明和町体育協会です。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

議会定例会資料の12-4-1をご覧ください。

選定に係る経過等を申し上げます。

選定の方法は指定管理者選定委員会を設置し、明和町公の施設における指定管理者の手続き等に関する条例第4条の規定により公募を行いました。

令和3年1月13日に開催した説明会には3団体の参加があり、3団体より質問書の提出もありましたが、申請書の提出は1団体のみとなりました。

令和3年2月2日に申請者よりプレゼンテーションを受け、選定委員会で審査を行いました。選定結果は、審査員7名の合計点数534点、平均点が76.3点で、合格基準の70点以上でありましたので、明和町体育協会を指定管理候補者として選定し、本定例会に上程をさせていただくものでございます。

ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 質疑される方がないので、これで議案第4号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第4号 明和町総合体育館等体育施設の指定管理者の指定を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（伊豆 千夜子） 起立全員です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） 日程第12 議案第5号 明和町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました、議案第5号 明和町福祉

医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、福祉医療費助成制度の拡充を図るため、明和町福祉医療費の助成に関する条例の一部について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） それでは、議案第5号 明和町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

議会資料5-2-2をご覧ください。

こちらは、福祉医療費助成制度において、精神障害者保健福祉手帳の2級所持者の方まで対象を拡充するため、明和町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するものであります。

拡充の対象となる医療費は、精神障害者保健福祉手帳2級所持者の通院に係る自己負担額の2分の1といたします。

資料5-2-2の新旧対象表の下線部分のとおり、対象者を規定する第2条第1項第1号ウにおきまして、現行、改正前で「1級の者」とあるのを、「1級及び2級の者」という文言に改め、対象となる医療費を規定する第5条第1項第3号の次に、対象外の者として、第4号、「精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の等級が2級の者に限る）における通院に要する対象医療費の2分の1に相当する額」を追加いたします。

この条例につきましては、令和3年度の9月1日から施行することといたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 確認でございます。

今回の福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正していただきまして、2級の方の一部負担をしていただける、本当にありがたいというふうに思っておりますが、三重県下において、住む市町によって、この助成制度の差があるというのが現実でございます。

ここの部分の全体的な三重県下における市町がどういう状況なのかというのを、やはりきちんと議会の議員の皆さんに知っていただくことが大切だというふうに思っておりますので、今回条例を出していただきまして、変更して、完成した暁には、また資料として議会の皆さん方に、それぞれ町の状況を知っていただくような資料を提出していただくよう要望いたします。

3級まで見ていただけたところ、それから通院だけではなくて、入院まで全て見ていただいているところ、様々ございますので、ぜひこの部分提出していただくよう要望させていただきます、質疑を終わらせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 要望でよろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ほかに質疑される方がないので、これで議案第5号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第5号 明和町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（伊豆 千夜子） 起立全員です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） 日程第13 議案第6号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました、議案第6号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、明和町国民健康保険条例の一部について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） それでは、議案第6号 明和町国民健康保険

条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

議会資料 5 - 2 - 1 をご覧ください。

こちらは、令和 3 年 2 月 3 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、2 月 13 日に施行されたことに伴いまして、新型コロナウイルス感染症の感染症法における法的位置づけが指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更されたものによるもので、明和町国民健康保険条例第 8 条の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について、文言等の整理を行うものです。

資料の新旧対照表の下線部分にありますとおり、現行、改正前でございますが、「新型インフルエンザ等特別対策措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナウイルス感染症という）」とある文言を、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう、以下同じ）」に改めます。

この法律の施行によりまして、感染症法に今後発生するものも含めた新型コロナウイルス感染症の定義が規定されました。これを受け、現在感染拡大している新型コロナウイルスに限定する定義づけをし直したということになります。

この条例につきましては、交付の日から施行することといたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 質疑される方がないので、これで議案第 6 号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第6号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(伊豆 千夜子) 起立全員です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号から議案第11号の一括上程～採決

○議長(伊豆 千夜子) お諮りします。

日程第14 議案第7号から日程第18 議案第11号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第14 議案第7号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第8号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第9号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第10号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第11号 明和町指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま一括上程されました、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第7号は、第8期明和町介護保険事業計画に基づく、令和3年度から令和5年度までの介護保険料の改正により、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第8号、議案第9号、議案第10号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第11号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、本条例の一部を改正しようとするもので

ございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） ただいま一括上程されました、議案各号につきまして、詳細説明を申し上げます。

まず、議案第7号につきまして、詳細説明を申し上げます。

定例会資料6-3-1をご覧ください。

1に改正理由と、主な改正内容を記載しております。

続きまして、定例会資料6-3-2から3の新旧対照表をご覧ください。

第2条保険料の下線を引いたところが改正箇所でございます。

第8期の介護保険事業計画に基づきまして、令和3年度から令和5年度までの保険料の改正を行うほか、介護保険法施行規則の改正により、基準所得金額についての改正を行います。

そのほか、介護保険法施行令の一部改正により、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準についての見直しをしたことによる改正を行います。また、第7期におきまして、第一段階の人に軽減措置が取られておりましたが、第8期におきましてもこの軽減措置を行います。

なお、附則第8条におきましては、第1号被保険者のうち、令和2年度所得税法改正に伴い、保険料段階判定に用いる合計所得金額が増加する場合があります、その影響を遮断するため、給与所得と年金所得を有する者の合計所得金額から10万円を控除した額を用いるとする租税特別措置法の規定でございます。

この条例の附則としまして、この改正は令和3年4月1日から施行とします。

続きまして、議案第8号、議案第9号、議案第10号につきまして、詳細説明を申し上げます。

定例会資料 6-3-1 をご覧ください。

2 に、改正理由と主な改正内容を記載しております。

なお、議案第 8 号につきましては、6-3-4 から 33、議案第 9 号につきましては、6-3-34 から 47、議案第 10 号につきましては、6-3-48 から 52 が新旧対照表となっておりますので、よろしく願いいたします。

こちらは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としまして、各種サービスにおける人員基準の変更、各種研修の実施の義務づけ、地域と連携した災害への対応の強化、感染症対策の強化、業務継続に向けた取り組みの強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携における ICT の活用、高齢者虐待防止の推進、利用者への説明や同意等に電磁的記録による対応を原則認めるなどによる条文の改正や関連する条文についての文言修正のための改正でございます。

これらの条例の附則としまして、この改正は令和 3 年 4 月 1 日から施行とします。

続きまして、議案第 11 号につきまして詳細説明を申し上げます。

定例会資料 6-3-1 をご覧ください。

3 に改正理由と主な改正内容を記載しております。

なお、6-3-53 から 58 が新旧対照表となっておりますので、よろしく願いいたします。

こちらは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正により、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としまして、各種研修の実施の義務づけ、感染症対策の強化、業務継続に向けた取り組みの強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携による ICT の活用、高齢者虐待防止の推進、利用者への説明や同意等に電

子的記録による対応を原則認めるなどの条文の改正や関連する条文についての文言修正のための改正でございます。

なお、附則における経過措置としまして、令和3年3月31日時点で、主任ケアマネジャーでない者が管理者を続ける限り、管理者要件の経過措置を令和9年3月31日まで延長すること、主任ケアマネジャーの確保が困難であるなど、やむを得ない理由がある場合、ケアマネジャーを管理者とする取扱いを可能とすることといたします。

この条例の附則としまして、この改正は令和3年4月1日から施行とします。

以上、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりました。

まず、議案第7号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 質疑される方がないので、これで議案第7号の質疑を終わります。

続きまして、議案第8号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 質疑される方がないので、これで議案第8号の質疑を終わります。

続きまして、議案第9号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) 質疑される方がないので、これで議案第9号の質疑を終わります。

続きまして、議案第10号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) 質疑される方がないので、これで議案第10号の質疑を終わります。

続きまして、議案第11号 明和町指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) 質疑される方がないので、これで議案第11号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いします。

討論される方はございませんか。

田邊議員。

○8番(田邊 ひとみ) ただいま一括上程されました議案のうち、議案第7号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

かねてより、住民負担軽減を求める立場を取っておりますので、今回の条例

の保険料の改正には、値上げということで反対の立場を取らせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） ほかに討論される方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ほかに討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第7号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

○議長（伊豆 千夜子） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（伊豆 千夜子） 起立全員です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（伊豆 千夜子） 起立全員です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の

事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（伊豆 千夜子） 起立全員です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号 明和町指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（伊豆 千夜子） 起立全員です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括上程した議案の採決を終わります。

◎議案第12号・議案第13号の上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） お諮りします。

日程第19 議案第12号及び日程第20 議案第13号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第19 議案第12号 明和町道路線の認定について

日程第20 議案第13号 明和町道路線の変更について

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま一括上程されました、議案第12号、議案第13号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第12号は、明和町内における県道及び町道の相互移管に関する覚書及び開発行為に基づく道路認定を行うもので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第13号は、明和町内における県道及び町道の相互移管に関する覚書及び開発行為に基づく認定道路の起点終点の変更を行うもので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） ただいま一括上程されました、議案第12号及び13号について詳細をさせていただきたいと思っております。

議案第12号 町道路線の認定については、定例会資料9-1-1から9-1-9をご覧ください。

資料9-1-1が認定路線の一覧となっております。今回は11路線でございます。

整理番号1番及び定例会資料の9-1-2は、令和2年3月19日に締結しました明和町内における県道及び町道の相互移管に関する覚書により、県道から町道に移管するものです。道路名は、竹大與杼神社申山線です。

あと、整理番号2番から11番は、開発に伴う道路認定を行うものでございます。

続きまして、議案第13号 明和町路線の変更についてでございます。

定例会資料の9-1-10から9-1-13をご覧ください。

9-1-10が変更路線の一覧となっております。

変更は、起点及び終点の変更でございます。今回は4路線でございます。

整理番号1番は、定例会資料9-1-11、先ほど説明いたしました覚書により、町道より県道に移管するため、起点の変更を行うものです。

県道の認定予定日は、3月11日と報告をいただいております。

議決後、交付を同日で行う予定でございます。

整理番号2及び3は、交付金事業に伴う路線の整理をするものでございます。

整理番号4番は、開発行為に伴い、終点を変更するものでございます。

以上、よろしくご審議いただきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりました。

まず、議案第12号 明和町道路線の認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） よろしく申し上げます。

今回の竹大與杼神社の申山線の道路線認定なんですけど、これまでは県道であるということで、道路側溝等の整備がなかなか遅々として進まなかったと思うんですけども、この認定を受けることによって、この側溝整備というのは、どのぐらいのスピードで整備をされていくのか、現状の道路側溝の修繕パーセントと、残りの進み具合というんですか、もし建設課長、分かってみえたら教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 移管に関しましては、現状で引き受けるということでございますけれども、県道の道路側溝の整備ですけれども、これは道路台帳、また確認はするんですけれども、側溝整備は両側、ほぼ終わっておる状態ですけれども、ただ整備年度が大変古うございますので、更新はいずれかということ

とで必要になってくると思いますので、今現在、県に側溝要望を、この路線に関しましてもしておりますので、それが整備箇所という形になっていくのかなということに理解しております。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問、北岡議員。

○10番（北岡 泰） すみません、町道認定を受けても、県に側溝の更新の要望というのを出すんですか。

ちょっとそこら辺、理解できなかつたもんですから申し訳ありません。

県道から町道に移管されて認定を切り替えた、でも側溝整備は側溝としてはあるけれども、更新時期を控えて、地元要望でずっと長いこと、様々に上がってきているとは思いますが、現状としては、県にまたそこら辺はご意見を聞いて、何か予算までつけていただくということになるのでしょうか。確認をさせていただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） すみません、先ほどの答弁が、ちょっと分からず申し訳ございませんでした。

道路認定をされると、整備をするのは明和町になります。県道は、新しく認定をされた県道の整備がすることになりますので、新しく認定された道路の整備は明和町が行うこととなります。

今まで県道でしたので、県に側溝整備とかの要望を出してございましたけれども、これが明和町の路線になりますので、明和町として、今後は地元さんとして、それが何番目にどういう形で上げられるのかというのを、もう一度精査していただき提出されると思いますので、今後路線の認定につきましても地元の自治会様には説明はさせていただいて、側溝整備につきまして、どういうことに、今まで違う道路管理者へ上げておりましたので、今まで明和町に上がっておった要望の中で新たに県道になった道路側溝の整備については、どういう位置づけをするのかというのを地元さんでもんでいただいて、また要望をいただけたらと思っておりますので、そのようになっております。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問をされますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 県のほうに聞いていただきまして、地元要望、相当過去から上がっておって、なかなか遅々として進んでないのは現状だと思いますので、その部分、また総務産業常任委員会に報告をしていただくよう、よろしくお願いをいたしまして、質疑を終わります。

○議長（伊豆 千夜子） ほかに質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ほかに質疑される方がないので、これで議案第12号の質疑を終わります。

続きまして、議案第13号 明和町道路線の変更についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 質疑される方がないので、これで議案第13号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いします。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第12号 明和町道路線の認定についてを採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（伊豆 千夜子） 起立全員です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第13号 明和町道路線の変更についてを採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（伊豆 千夜子） 起立全員です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括上程した議案の採決を終わります。

◎議案第14号の上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） 日程第21 議案第14号 令和2年度 管工－4 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 30工区 請負契約の変更を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました、令和2年度 管工－4 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 30工区 請負契約の変更につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和2年9月10日の定例会においてお認めいただいた請負契約の変更です。

本工事は、近鉄明星駅と県道伊勢小俣松阪線との間の町道部へ下水道管路を埋設するもので、一部路線において夜間工事を予定しておりましたが、調整の結果、大幅に夜間工事区間を短縮することができました。

この工事区間の短縮に伴い、契約額を減額する必要が生じたことから、地方

自治法第96条第1項第5号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、請負契約の変更をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 失礼します。

議案第14号 令和2年度 管工-4 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 30工区 変更請負契約について、詳細説明を申し上げます。

議案書68ページ、69ページをご覧ください。

本工事は、令和2年9月議会定例会でお認めいただき、同年9月10日付で工事請負契約を締結したものでございます。

議会資料10-2-3をご覧ください。

工事内容といたしましては、近鉄明星駅から県道伊勢小俣松阪線の間の町道へ下水道管を埋設する工事でございます。

主な変更内容といたしまして、当初計画しておりました夜間工事区間において、埋設されておりますN T Tの電線管の位置が試掘により特定ができたため、夜間工事区間を69.8mから16.5mと大幅に短縮をすることができました。

また、交通誘導員の配置などの安全対策につきましても、工事区間前後と県道との交差点、近鉄明星駅への配置を予定しておりましたが、事前説明会や関係事業所等への説明、回覧等により、十分に周知ができたことで、安全対策費を削減することができました。

そして、資料右下の工事概要の記載のとおり、施工延長につきましても、当初、517.0mの計画が現地精査の結果、495.5mと短縮となりました。

資料10-2-3の図面の下側に県道伊勢小俣松阪線の記載があります。この

県道から下に延びる管路につきまして、当初、49.3mの計画をしておりました。こちらの管路に接続をする敷地につきまして、公共枡位置が最終確定をしておりませんでしたので、敷地の末端までの管路を計画しておりました。そして現地立会いの結果、公共枡位置が確定をいたしましたので、必要な管路位置までの施工に変更いたしました結果、24.3mの短縮となったことが要因でございます。

以上の理由により、減額による請負契約の変更をお願いするものでございます。

議案書の69ページをご覧ください。

契約金額でございますが、当初契約額6,380万円から1,368万1,800円を減額し、5,011万8,200円でございます。契約の相手方は、株式会社平井組 代表取締役平井裕でございます。

以上となりますので、ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 質疑される方がないので、これで議案第14号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第14号 令和2年度 管工－4 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 30工区 請負契約の変更を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（伊豆 千夜子） 起立全員です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（伊豆 千夜子） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

10時30分までお願いします。

(午前 10時 17分)

○議長（伊豆 千夜子） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 30分)

◎議案第15号から議案第22号の一括上程

○議長（伊豆 千夜子） お諮りします。

日程第22 議案第15号から日程第29 議案第22号までを一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第22 議案第15号 令和2年度明和町一般会計補正予算（第9号）

日程第23 議案第16号 令和2年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
（第5号）

日程第24 議案第17号 令和2年度明和町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）

日程第25 議案第18号 令和2年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予
算（第2号）

日程第26 議案第19号 令和2年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算
（第3号）

日程第27 議案第20号 令和2年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4
号）

日程第28 議案第21号 令和2年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）

日程第29 議案第22号 令和2年度明和町水道事業会計補正予算（第4号）

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま一括上程されました、議案第15号から議案第
22号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第15号 令和2年度明和町一般会計補正予算（第9号）につつま
しては、総額1億1,082万8,000円の追加補正をお願いするものです。

補正の主なものは、総務費では災害対策事業で新型コロナウイルス感染症へ
の対応分としての時間外勤務手当の増額、木造住宅耐震化助成事業で耐震補強
工事補助とブロック塀等除去改修事業補助の実績による減額、企画費で地域お
こし協力隊活動報償金の減額、ふるさと寄附事業で翌年度返礼品発送分等の減
額、自主運行バス事業で町民バス運行業務委託料の増額、特別定額給付金費で

実績に伴う減額、住民基本台帳ネットワークシステム費で個人番号カード事業費交付金の確定による減額補正などをお願いしています。

民生費では、社会福祉総務費で戦没者追悼式の中止に伴う事業費の減額、福祉医療費助成事業でこども医療費の減額、国民健康保険事業費で特別会計繰出金の増額、後期高齢者医療事務費で特別会計繰出金の減額、高齢者福祉費では、介護保険特別会計繰出金の増額、放課後子ども教室事業で放課後子どもプラン謝金の実績に伴う減額と過年度国県等支出金返還金の増額、こども園運営費では過年度国県等支出金返還金の増額補正をお願いしています。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策費で予防接種委託料等の増額、環境衛生費で実績による伊勢広域環境組合負担金の増額、減量化対策費で再生資源集団回収奨励金の減額、公害対策費で環境現況調査等委託料の減額、塵芥収集費で備品等修繕料の増額と備品購入費の減額、母子保健事業で健診等委託料の減額と特定不妊治療費助成の実績に伴う増額、下水処理費で松阪地区広域衛生組合負担金の減額と合併処理浄化槽設置整備事業補助の実績に伴う減額補正をお願いしています。

農林水産業費では、緑化事業で植樹祭中止による工事請負費の減額、農地費で県営パイプライン事業負担金と県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金の増額補正などをお願いしています。

商工費では、商工業振興費の新型コロナウイルス感染症対策産業支援事業で支援金等の実績による減額、観光費でイベント中止等に伴う旅費、委託料の減額補正をお願いしています。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業で、国の補正予算に伴う工事請負費の増額、狭あい道路整備等促進事業で測量設計等業務委託料等の減額と工事請負費の増額、下水道費で農業集落排水事業特別会計繰出金と公共下水道事業特別会計繰出金の減額など、実績に伴う補正をお願いしています。

消防費では、常備消防費で松阪地区広域消防事務組合負担金の精算見込みによる減額、非常備消防費で消防団員費用弁償の減額など、実績に伴う補正をお

願っています。

教育費では、学校運営費で小中学校修学旅行費キャンセル料補填金の実績に伴う減額、小学校施設管理費で大淀小学校耐力度調査業務委託料の減額、小学校情報教育施設管理費で端末機等借上料の減額、小学校区編制事業で調査業務委託料の増額、中学校運営費で大会等選手派遣補助の実績による減額、保健体育総務費で全国大会等参加選手強化費補助の減額など、実績に伴う補正をお願いしています。

公債費では、償還元金及び償還金利子の実績に伴う補正をお願いしています。

諸支出金は、各基金費へ積み立てる基金積立金の追加補正をお願いしています。

これらに対する歳入は、国庫支出金、県支出金、町債などを充てています。

次に、議案第16号 令和2年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、総額294万8,000円の減額補正をお願いするものです。

補正の主なものは、啓発事業、歴史的風致維持向上計画推進費の実績に伴う減額補正などをお願いしています。

次に、議案第17号 令和2年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、総額2億4,701万7,000円の減額補正をお願いするものです。

補正の主なものは、一般管理費で電算委託料の減額、一般被保険者療養給付費で国保診療報酬の減額、一般被保険者高額療養費の減額、特定健康診査等事務費で委託料の減額補正などをお願いしています。

次に、議案第18号 令和2年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、総額53万4,000円の追加補正をお願いするものです。

補正の主なものは、農業集落排水総務費で消費税納付金の増額と上御糸・下御糸地区維持管理費で電気料の減額補正などをお願いしています。

次に、議案第19号 令和2年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第

3号)につきましては、総額1万7,000円の減額補正をお願いするものです。

補正の主なものは、施設建設事業費で事業確定に伴う測量設計等業務委託料及び水道移転補償費から工事請負費への組替補正等をお願いしています。

次に、議案第20号 令和2年度明和町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、総額1億643万2,000円の追加補正をお願いするものです。

補正の主なものは、実績見込みに伴う居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、高額介護サービス費の増額、介護予防・生活支援サービス事業費の減額など、実績に伴う補正をお願いしています。

次に、議案第21号 令和2年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、総額1,989万2,000円の追加補正をお願いするものです。

補正の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の増額と、繰出金で一般会計繰出金の増額補正をお願いしています。

次に、議案第22号 令和2年度明和町水道事業会計補正予算(第4号)につきましては、総額2,661万円の減額補正をお願いするものです。

補正の主なものは資本的支出の建設改良費で、実績に伴う測量設計等委託料及び工事請負費の減額補正をお願いしています。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(伊豆 千夜子) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第15号の歳出からお願いします。

黄色の表紙、「予算に関する説明書 令和2年度補正予算」水色の一般会計予算説明書の13ページ、歳出、第2款・総務費からお願いします。

総務防災課長。

○総務防災課長(松本 章) それではよろしくお願いたします。

1款・議会費、1項・議会費、1目・議会費で81万4,000円の減額補正をお

願いしております。

1 節・報酬、議員報酬は9万円の増額で、これは役職選挙に伴い報酬額予算に不足が生じる見込みとなったため、補正をお願いするものでございます。

8 節・旅費、引率旅費で19万3,000円の減額と13節・使用料及び賃借料、自動車等借上料で71万1,000円の減額は、視察研修が中止になったことによる減額補正でございます。

2 款・総務費、1 項・総務管理費、2 目・広報費についての財源振替は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当額の変更に伴う財源振替でございます。

3 目・文書管理費では80万2,000円の追加補正をお願いしております。

10節・需要費、例規・要綱集追録費で80万2,000円の増額で、これは今年度条例規則、要綱の改正が多くなり、例規集の追録費用に不足が生じるため、補正をお願いするものでございます。

4 目・財産管理費、5 目・総合行政システム費についての財源振替は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当額の変更に伴う財源振替でございます。

7 目・災害対策費で61万円の増額補正をお願いしております。災害対策事業で3 節・職員手当等、時間外勤務手当で350万円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応に係る業務に対応するため、時間外勤務が増えたことによるものでございます。

7 節・報償費、防災講演会等講師謝金で39万円の減額で、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定をしておりました防災懇談会など、講演会の開催を多く見合わせたことに伴い、講師謝金等が不要となったことによるものでございます。

18節・木造住宅耐震化助成事業の負担金補助及び交付金で250万円の減額で、木造住宅耐震補強工事補助で130万円の減額、ブロック塀等除去改修事業補助で120万円の減額で、いずれも当初見込みより補助申請件数が少なかったこと

に伴い、減額をお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 10目・企画費は1億5,683万円の減額補正をお願いしております。

7節・報償費では、地域おこし協力隊活動報償金について、活動実績に応じて280万円の減額です。

10節・需用費では、印刷製本費で161万5,000円の減額です。これは本年度策定しました第6次明和町総合計画について、当初印刷製本を実施する予定でしたが、令和3年度にペーパーレス化の観点も踏まえて、作成部数を減少した上で新たに掲示をすることとしておりますので、減額をお願いしております。

18節・負担金補助及び交付金では、地域おこし企業人負担金の160万円の減額をお願いしております。こちらは、現在来ていただいている派遣者の勤務実績に応じて減額するものでございます。

続いて、市町村交流事業費ですが、12節委託料として95万円の減額を計上しております。こちらは、群馬県明和町とコラボ商品としてネクタイの作成を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の関係もあり、本年度の作成を取りやめたことなどにより減額するものでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策自治体ICT導入事業ですが、端末構成の仕様の変更により、12節・委託料56万5,000円を減額するものでございます。

15ページに移りまして、ふるさと寄附事業ですが、7節報償費で1億2,800万円の減額を計上しております。こちらは、本年度の寄附実績のうち、次年度以降に返礼品を発送する部分について見込額を減額するものでございます。

10節・需用費では、印刷製本費で70万円の増額をお願いしております。こちらは、本年度の寄附件数の増により、ワンストップ特例申請関係の封筒等が不足することから追加で印刷を行うものでございます。

11節・役務費では2,200万円の減額を計上しております。こちらは、報償費

同様、次年度以降に発送する返礼品の送料見込額を減額するものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 15ページの13目・地域振興費では、71万7,000円の補正をお願いしております。これは16ページの自主運行バス事業において、12節・委託料において、町民バス運行業務委託料で137万円の増額を計上しております。昨年からの新型コロナウイルスによる影響で町民バスへ乗車されるお客様が例年の約半分の人数に減るとともに、運賃収入も大幅に減ったことから委託料の増加をお願いするものでございます。

次の18節・負担金補助及び交付金では65万3,000円の減額ですが、これは伊勢市から乗り入れておりますおかげバスの負担金の精算により減額となったものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 15目・特別定額給付金費につきましては、5月から給付をしました給付金に関する経費でございますが、1,289万9,000円の減額をお願いしております。

1節・報酬では、会計年度任用職員の勤務実績により193万9,000円の減額、3節・職員手当等では、時間外勤務手当の実績により236万円の減額、4節、社会保険料も会計年度任用職員の実績により44万3,000円の減額です。

8節・旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当実績により18万6,000円の減額、10節需用費では、実績により消耗品が41万5,000円、印刷製本費が49万8,000円、合わせて91万3,000円の減額です。

11節・役務費では、通知等での郵送料実績といたしまして338万1,000円の減額と、振込手数料等の55万6,000円、合わせて393万7,000円の減額です。

12節・委託料では、電算委託料として49万円の減額、13節・使用料及び賃借料といたしまして83万1,000円の減額です。こちらは、事務機器等借上料の実績でございます。

18節・負担金補助及び交付金で180万円の減額です。こちらは、特別定額給

付金の給付実績の確定によるものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 2項・徴税費、1目・税務総務費、12節・委託料で123万8,000円の減額をお願いしております。これにつきましては、コンビニ収納システム導入委託料におきまして、住民税及び固定資産税、それぞれのシステム導入委託で、事前テスト分の費用が計上されたことについて、既に導入実績があるため不要であることが分かったため、その費用を減額したものでございます。

2目・収税対策費で13万6,000円の増額をお願いしております。11節・役務費で20万円の減額でございます。これにつきましては、郵送料の実績見込みによる減額でございます。

17、18ページをご覧ください。

12節・委託料で66万4,000円の減額をお願いしております。これにつきましても、収納システムにおけますコンビニ収納システム導入委託料の減額によるものでございます。

22節・償還金利子および割引料で、過誤納等返還金100万円の増額をお願いしております。主な理由につきましては、法人町民税の中間申告からの還付及び個人町民税の過年度申告による、過年度の税額が減額されたものなどでございます。

9月にも補正をさせていただいたところでございますが、今後の支払い見込みにより、予想される不足分を追加計上させていただいております。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 3項・住民基本台帳費、1目・戸籍住民台帳費に687万5,000円の減額を計上しております。

内訳としましては、1節・報酬で134万円の減額をしております。こちらは、戸籍住民基本台帳費の会計年度任用職員の報酬に係るもので、マイナポイント事業への振替によるものでございます。

また、18節・負担金補助及び交付金で553万5,000円の減額をしております。これは住民基本台帳ネットワークシステム費に係るもので、マイナンバーカードの交付などの請負をしております地方公共団体情報システム機構、通称J-L I Sと申しますが、こちらへの負担する個人番号カード事業費交付金の確定見込額が示されましたので、その差額分を減額するものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 5項・統計調査費、2目・各種統計調査費で実績に伴う支出科目の組替えをお願いいたします。

1節・報酬、各種統計調査員報酬で23万6,000円の減、会計年度任用職員報酬で2万6,000円の増、3節・職員手当等、時間外勤務手当として24万8,000円の増、8節・旅費、費用弁償で2万6,000円の減、会計年度任用職員費用弁償で5,000円の減、10節・需用費、消耗品費で4万7,000円の増、12節・委託料、施設等調査委託料で5万4,000円の減で、国勢調査等に係る需用費精算に伴う支出科目の組替えでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費に860万4,000円の減額を計上しております。

17ページから20ページにかけて、お願いいたします。

内訳としましては、社会福祉総務費におきまして、1節・報酬で125万4,000円の減額と12節・委託料で35万円の減額をしております。

報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬に係るもので、子育て世代への臨時特別給付金費への組替えによるものでございます。

委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、戦没者追悼式を取りやめたことによりまして、追悼式祭壇設営業務委託料が不要となったために減額するものであります。

また、福祉医療費助成事業におきまして、19節・扶助費で700万円の減額をしております。これは子ども医療費におきまして、実績見込みにより減額する

ものであります。

続きまして、2目・国民健康保険事務費でございます。1,096万4,000円の追加をお願いさせてもらっています。

内訳としましては、27節・繰出金で1,096万4,000円の増額です。これは国民健康保険特別会計に繰り出す、事務費繰出金と保険基盤安定繰出金で、事務費の確定と保険基盤安定負担金の額の確定によるものでございます。

保険基盤安定繰出金には、保険税軽減分と保険者支援分が含まれておりまして、前者は県より4分の3の負担があり、後者は国より2分の1、県より4分の1の負担がございます。詳細は、国民健康保険特別会計のところで説明いたします。

それから、3目・後期高齢者医療事務費に125万3,000円の減額を計上しております。

内訳としましては、27節繰出金で125万3,000円の減額でございます。これは後期高齢者医療特別会計繰出金で、後期高齢者医療広域連合への納付金に係るものでございます。詳細は、後期高齢者医療特別会計のところで説明いたします。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 5目・障がい者福祉費、7節・報償費に40万円の減額を計上しております。

これはコロナ禍により、外出自粛など、活動数が減少したことによる手話通訳・要約筆記謝金の減額をお願いするものでございます。

続きまして、6目・高齢者福祉費で393万1,000円を計上しております。

10節・需用費では49万6,000円の減額をお願いしております。こちらは、コロナ禍により、敬老福祉大会が中止になったことによる食糧費40万円の減額と案内はがきの印刷製本費9万6,000円の減額をお願いするものでございます。

11節・役務費に38万円の減額をお願いしております。こちらは、コロナ禍により、敬老福祉大会が中止になったことによる案内通知の郵送料の減額をお願

いするものでございます。

18節・負担金補助及び交付金に335万5,000円の減額を計上しております。

こちらは、宮川福祉施設組合運営負担金、やまびこ荘の空調及び照明設備改修工事における負担金において、令和2年度中に工事が完了できないために、精算に伴う返金が発生することから減額をお願いするものでございます。

27節・繰出金に816万2,000円を計上しております。

これは介護保険特別会計繰出金で、介護保険特別会計における介護サービス給付費や地域支援事業などに係る補正額分を繰り出すものでございます。詳細は、介護保険特別会計でご説明いたします。

続きまして、7目・保健福祉センター費、10節・需用費で30万円の減額をお願いしております。

こちらは、コロナ禍により、各種事業が中止になったことによる電気料の減額をお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 19ページ、8目・人権対策費では64万3,000円の減額ですが、20ページの人権啓発費におきまして、人権講演会の12節・委託料で50万円の減額をお願いしております。これは例年12月に開催しております福祉と人権のまちづくり講演会がコロナ禍により中止となったことから、講演の委託料について減額を行うものです。

次のその下の男女共同参画費では、13節・使用料及び賃借料の各種借上使用料で14万3,000円の減額であり、これは例年6月に斎宮歴史博物館の講堂で開催しています男女共同参画連携映画祭についても、コロナ禍の影響により中止となったため減額を行うものです。

続きまして、19ページの10目・人権センター費では119万円の減額をお願いしております。

これは20ページの人権センター費の7節・報償費で、まず講師謝金の45万円の減額ですが、コロナ禍の影響から、センターで実施しております講座の回数

減による謝金の減額でございます。

下記の施設管理人謝金につきましても同様、コロナ禍の影響から、日曜開館数の減による管理人謝金の減額でございます。

その下の10節・需用費では30万円の減額をお願いしておりますが、これもコロナ禍により、例年人権センターで開催されております夕涼み会やふれあい祭りなどの事業の縮小、中止となったことから、事業で使用されております消耗品を減額するものでありまして、その下の電気料の10万円の減額につきましても、事業用消耗品と同様、事業縮小による減額でございます。

その下の13節・使用料及び賃借料では19万円の減額ですが、これは例年実施しておりますふれあいツアーがコロナ禍により中止となったためのバスの借上料の減額でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 21ページ、22ページをお願いいたします。

2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費、子ども・子育て支援保健事業、7節・報償費で76万4,000円の減額をお願いしております。

こちらは、コロナ禍により町内の小学校で実施予定でありました、劇団プレイバックズによるいじめ防止授業が中止となったことによる謝金の減額をお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 21ページになります。

5目・保育給食施設管理費についての財源振替は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当額の変更に伴う財源振替でございます。

その下の6目・子ども支援対策費で100万円の減額をお願いしています。内訳は22ページの7節・報償費における新型コロナウイルス感染症防止による、4月、5月の休校に伴い、大半の放課後子ども教室が9月以降からの開始となり、予定していた教室回数が減ったため、教育活動サポーターの謝金160万円の減額を行うものです。

また、22節の償還金利子及び割引料では60万円の補正をお願いしています。これは昨年補助をいただいた、子ども・子育て支援交付金関係の事業費確定に伴い、国・県への補助金の返還が生じてまいりましたので、補正をお願いするものでございます。

続きまして、21ページの7目・児童保育費で1,763万9,000円の減額をお願いしています。

内訳は22ページの中段、1節・報酬で1,550万円の減額です。これは保育所の会計年度任用職員報酬で、当初新規入園する児童の中で、支援を必要とするお子さんがみえた場合に対応できるよう、加配保育士及び保育補助員を見込んで計上していましたが、園児の保育状況により、4人分の保育士及び補助員を配置しなくてもよい状況と、それから勤務実績の精査により750万円の減額をお願いするものでございます。

また、こども園の会計年度任用職員報酬も同様に4人分の加配保育士及び保育補助員の配置をしなくてもよい状況と勤務実績の精査により、800万円の減額をお願いするものでございます。合わせて、1,550万円の減額となります。

続きまして、3節・職員手当等で283万9,000円の減額をお願いしております。

これは先ほどの会計年度任用職員の人数の減及び勤務実績の精査による期末手当の減額です。保育所運営費で156万7,000円、こども園運営費で127万2,000円の減額となります。合わせて283万9,000円の減額となります。

その次に、8節・旅費の73万円の減額につきましては、内訳としましては保育所運営費の旅費で25万円の減額、こども園運営費で48万円の減額となっております。これは会計年度任用職員の人数減及び人事異動等による通勤距離の変更に伴う精査により減額するものでございます。

その下の22節・償還金利子及び割引料の143万円の補正につきましては、昨年度の預かり保育事業等において、利用給付費の確定に伴い、国・県への償還が生じてまいりましたので、補正をお願いするものでございます。

21ページに戻っていただきまして、8目・保育給食運営費につきまして60万

円の減額をお願いしています。内訳は、22ページの7節・報償費で給食調理員が急な休みなどの代行によるもので、実績見込みによる減額をお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 4款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費、新型コロナウイルス感染症対策費で83万6,000円の減額をお願いしております。

10節・需用費に57万9,000円を計上しております。こちらは、新型コロナウイルスワクチンの集団接種に係る事務用品等の消耗品を計上しております。

11節・役務費に216万4,000円の減額をお願いしております。こちらは、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る接種券の郵送が、コールセンター等業務委託料に含まれたため、郵送料の減額をお願いするものでございます。

続きまして、12節・委託料に274万9,000円を計上しております。予防接種委託料の260万円は、高齢者インフルエンザ予防接種委託料で、コロナ禍において接種者が増加したことにより、その費用額に不足が生じると見込まれることから増額補正をお願いするものです。

電算委託料の487万1,000円の減額は、接種券の印刷業務が変更となり、コールセンター等業務委託料に含まれたため、減額をお願いするものでございます。

コールセンター等業務委託料の502万円は、松阪市、多気郡3町において、接種券の作成や発送作業、コールセンター対応及び予約受付システムの構築に係る業務委託料を計上しております。

23ページ、24ページの18節・負担金補助及び交付金に200万円の減額をお願いしております。

こちらは、生後6か月から中学3年生のインフルエンザワクチン接種費用臨時助成において、実績見込みにより減額をお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 23ページの2目・環境衛生費では105万1,000円

の増額をお願いしております。

24ページの内訳でございますが、環境衛生費の18節・負担金補助及び交付金の伊勢広域環境組合負担金で205万7,000円の追加をお願いしております。これはコロナ禍で各家庭のステイホームの状況が増加し、燃えるごみの割合が増えたことによるものであり、加入各市町共、増加している状況でございます。

その下の減量化対策費では、まず7節・報償費の再生資源集団回収奨励金で40万円の減額であり、これは例年は集団回収で主要な割合を占めている各保育所、幼稚園、小学校のPTAによる回収が、コロナ禍により回数が減ったことから減額となったものでございます。

次の14節・工事請負費では60万6,000円の減額でございますが、これは世帯件数の少ない自治会へのリサイクルステーションの設置工事で、基準より少し容量が小さめのステーションでも間に合うために施工しましたところ、設置工事費が安価になったために減額をしたものでございます。

23ページの3目・公害対策費では170万円の減額をお願いしておりますが、これは24ページの12節・委託料の中で、環境現況調査等委託料で170万円の減額を計上しておりますが、入札差金による減額でございます。

次に、23ページの4目・清掃費で補正額はゼロ円でございますが、24ページの塵芥収集費で10節・需用費の備品等修繕料で130万円の増額を計上しております。これは、塵芥収集車、いわゆるパッカー車のテールゲート部分の修繕が2台分で必要となったための修繕料をお願いするものでございます。

その下の17節・備品購入費での公用車購入における130万円の減額は、今年度で購入しましたパッカー車の入札差金でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 6目・母子衛生費、母子保健事業で73万5,000円の減額をお願いしております。

7節・報償費に29万7,000円の減額を計上しております。こちらは、コロナ禍により、11月に開催予定であった歯とお口の健康祭りが中止となったことに

よる歯科医師の謝金の減額をお願いするものでございます。

12節・委託料で380万円の減額をお願いしております。こちらは、妊婦健康診査委託料における実績による減額とコロナ禍により、11月に開催予定であった歯とお口の健康祭りが中止になったことによる歯科衛生士会や歯科技工士会への業務委託料の減額をお願いするものでございます。

18節・負担金補助及び交付金で300万円を計上しております。こちらは、特定不妊治療費助成において、当初の見込みより大幅に対象者が増えたことにより、その費用額に不足が生じると見込まれることから増額をお願いするものでございます。

22節・償還金利子及び割引料に36万2,000円を計上しております。こちらは過年度国県等支出金返還金で、令和元年度の母子保健衛生費国庫補助金、産後ケア事業の額の確定を受けて返還するものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 7目・下水処理費で630万9,000円の減額をお願いしております。

18節・負担金補助及び交付金の減額で、松阪地区広域衛生組合負担金が投入実績により409万5,000円の減、また合併処理浄化槽設置整備事業補助が実績により221万4,000円の減額でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（堀 真） 6款・農林水産業費、1項・農業費、1目・農業委員会費で23万円の減額をお願いしております。

農業委員、最適化委員を対象に研修を考えておりましたが、コロナ禍により、中止とさせていただきますことにより、8節・旅費、研修旅費8万円と13節・使用料及び賃借料の自動車借上料17万円を減額させていただくものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、2目・農業総務費で80万円の減額をお

願いさせていただきます。

これは緑化事業といたしまして、鎮守の森のプロジェクト事業で北藤原掘削土処分地に植樹を行うため、法面設計並びに被覆土を盛土する工事を考えておりましたが、本年コロナ禍により中止になったことによりまして、工事請負費80万円を減額させていただくものでございます。

ページめくっていただきまして、次に3節・農業振興費で財源振替をお願いさせていただきます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当額の変更に伴う財源振替でございます。

次に、5目・農地費で2,393万円の増額補正をお願いさせていただきます。

18節・負担金補助及び交付金で2,270万4,000円の補正をお願いしております。主に、県営事業の事業費増によるものでございます。

詳細について、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、県営パイプライン事業負担金でございます。今回、事業費2億7,000万円に対する負担金で1,721万8,000円の増額をお願いしております。国の補正に伴い、令和3年度事業15か月予算に計上されたものによります補正でございます。

次に、県営水環境整備事業負担金で275万円の減額補正をお願いしております。当事業、令和2年度が最終年度で、事業精査によります減額でございます。工事等におきましては、植樹等、一部、令和3年度へ繰越しして施工を行わせていただくものでございます。

次に、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金で1,149万5,000円の増額をお願いしております。この事業は、旧下御糸土地改良区の区域内の用水池、用水路の補修、また櫛田川、祓川沿岸土地改良区右岸1号幹線路のライニング工事を行っているもので、ちょうど10%の負担をさせていただきます。パイプライン工事と同様、15か月予算によります増額をお願いさせていただきます。

次に、宮川用水土地改良区負担金112万7,000円の減額でございます。新茶屋地区パイプラインの補修工事で、当初、国の補助のみでございましたが、県補助の上乗せがされ、町の負担が減ったものでございます。

次に、町内22組織で931.1haの事業をさせていただいております多面的事業支払交付金、中海地区の廃止及び2階建て事業の事業確定に伴いまして213万2,000円の減額をお願いさせていただいております。

次に、22目・償還金利子及び割引料で、過年度国県等支出金返還金122万6,000円をお願いしております。こちらは、多面的支払交付金事業で中海地区で実施しております、むらおこし中海につきまして、砂利採取事業において区画整理を実施するに当たり、多面的機能支払交付金の全ての区域が砂利採取の箇所となりました。当事業の目的が実施できなくなったことによりまして、当事業の実施開始年度でございます平成29年度まで遡り、3か年分を返還する予算でございます。

歳入といたしまして、むらおこし中海より163万4,000円を計上しております、町の支出金40万8,000円を減額させていただいたものを返還させていただくものでございます。

続きまして、7款・商工費、1項・商工費、2目・商工振興費で894万7,000円の減額をお願いしております。

1節・報酬で34万円の減額をしております。これは6月補正において、コロナ対策として就労の場として会計年度任用職員の報酬をお願いさせていただきましたが、途中で心身の支障をきたし、休みが増えたことによるものでございます。

次、18節・負担金補助及び交付金で860万7,000円の減額補正をお願いしております。三重県が4月に実施いたしました三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金負担金で、一律50万円の協力金で、その50%を市町が負担するものでございます。事業費確定に伴いまして360万7,000円の減額補正をお願いさせていただいております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応資金等支援金で500万円の減額をお願いしております。この事業は町独自の事業で、コロナ禍により、融資を受けた事業者に対して20万円を限度に、借入金の1%相当額を支援しようと7月の臨時会でお認めいただいたもので、今後の推移を確認し、減額をさせていただくものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 4目・観光費は69万4,000円の減額補正をお願いしております。

8節・旅費のマイナス25万円は、コロナ関係で県外でのイベントや催しが中止になったため、減額をお願いするものでございます。

12節・委託料は、マイナス36万6,000円でございます。三重TV情報発信番組制作・放送委託料で、斎王まつりが中止となったことから、番組制作・放送分の減額でございます。

13節・使用料及び賃借料の7万8,000円の減は、いつきの舞の京都の野々宮神社でのイベントが中止になったため、バス代の減額でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 8款・土木費、2項・道路橋梁費、3目・道路新設改良費で1,113万円の増額をお願いしております。

内訳は26ページをご覧ください。

12節・委託料で減額130万円、14節・工事請負費で増額1,408万5,000円、16節・公有財産購入費で減額65万5,000円、18節・負担金補助及び交付金で減額100万円でございます。道路新設改良費で水道施設布設替負担金が精算で100万円の減でございます。社会資本整備総合交付金事業で、工事費で1,300万円の増でございます。

総務産業常任委員会資料の9-2-7で説明させていただきました齋宮北28号線の工事費でございます。国の令和2年第3次補正の内示を受けて増額するものでございます。

続きまして、狹あい道路整備等促進事業では、精算により委託費を130万円減し、工事費に増額108万5,000円、土地購入費で65万5,000円を減するものがございます。

○議長（伊豆 千夜子） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 4項・都市計画費、3目・下水道費で1,665万8,000円の減額でございます。

27節・繰出金の1,665万8,000円の減額で、農業集落排水事業特別会計への繰出金が665万8,000円の減、公共下水道事業特別会計への繰出金が1,000万円の減でございます。

詳細につきましては、特別会計でご説明をいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 9款・消防費、1項・消防費、1目・常備消防費、18節・負担金補助及び交付金、松阪地区広域消防組合負担金で1,226万3,000円の減額で、これは松阪地区広域消防組合における今年度の事業費決算見込みによる明和町負担分の減額によるものがございます。

2目・非常備消防費で326万円の減額で、8節・旅費、幹部分団訓練で308万2,000円の減額、10節・食糧費で17万8,000円の減額で、いずれも新型コロナウイルスの影響により、操法大会の中止のほか、出初め式の規模縮小による開催など、予定の事業を中止、または規模を縮小したことにより不用額が生じたものがございます。

○議長（伊豆 千夜子） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 10款・教育費、1項・教育総務費、1目・教育委員会費で60万円の減額でございます。

12節・委託料、施設営繕設計委託料の減額です。当該業務は、工事の設計業務委託に係る設計業務で、今年度は対象となる設計業務がなかったため、減額するものです。

続きまして、2目・給食施設管理費は財源振替です。新型コロナウイルス感

染症対応地方創生臨時交付金の充当額変更に伴う財源振替です。

3目・学校運営費は888万2,000円の減額です。21節・補償・補填及び賠償金、小中学校修学旅行費キャンセル料補填金の減額で、町内小中学校の修学旅行につきまして、年度当初の予定から、行先や日程変更を行ったものの、全校が修学旅行を実施することができたため大幅な減額となりました。

4目・給食運営費は268万円の減で、うち、小学校教育費の報償費、給食調理代行謝金は118万円の減で、実績による減額です。

10節・需用費、給食用消耗品費は70万円の減で、給食用食器が安価で購入できたことによる減額です。

○議長（伊豆 千夜子） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） その下の幼稚園給食費になります。

28ページから30ページにかけてでございます。

幼稚園給食費の10節・需用費の給食等食材で80万円の減額をお願いしております。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策での登園自粛に伴い、4月、5月の給食数の減により、食材費の減額をお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 2項・小学校費、1目・学校管理費で331万5,000円の増でございます。

小学校施設管理費の大淀小学校耐力度調査業務委託料84万7,000円の減は、入札差金によるものです。

小学校情報教育施設管理費のうち、事務機器等保守委託料は155万9,000円の減で、下御糸小、明星小のパソコン室、端末の保守を延長する予定をしておりましたが、G I G Aスクール構想により、タブレット端末を導入したため、保守契約を延長しなかったことによる減です。

13節・使用料及び賃借料、端末機等借上料477万9,000円の減につきましても、大淀小、上御糸小のパソコン室の端末借り上げにつきまして、同様にタブレット端末導入により、契約の更新が不要になったことによる減額です。

次に、小学校区編制事業、小学校区編制調査業務委託料で1,050万円の追加でございます。全員協議会でも説明させていただきましたが、校区編制に係る新小学校の建設につきまして、PFIの手法を用いることを検討しています。PFI導入可能性調査は、PFIの手法で建設することがよいのか、従来方式で行うのがよいのか、コスト等を比較して調査するものです。

校区編制の目標としております令和8年に小学校を開校するため、令和3年度において、この導入可能性調査を実施する必要があること、内閣府の民間資金等活用事業調査費補助事業、これを活用して、この調査を行うものです。また、導入可能性調査を実施するに当たって、新小学校の諸条件や基本構想等を整理する必要があることから、基本構想作成業務を含めた委託料を計上しております。

続きまして、2目・学校運営費で327万5,000円の減額です。小学校運営費で会計年度任用職員報酬157万5,000円の減は、非常勤講師1名を中学校へ配置したことによる減です。

8節・旅費70万円の減は、会計年度任用職員の費用弁償で、1か月単価で見積もっていたところ、1日単位での支出となったため減となりました。小学校教育振興費の就学援助費は100万円の減で、修学旅行費の単価の減です。GoToトラベルや県内修学旅行補助金等の活用により、小学校旅行費が安価になったことによるものです。

続きまして、3項・中学校費、1目・学校管理費で39万7,000円の減です。中学校施設管理費の会計年度任用職員報酬78万7,000円の減は、当該業務を行う任用職員の任期途中の退職によるものです。

13節・使用料及び賃借料、下水道使用料39万円の追加は、中学校建て替え後1年目の使用で、水道の使用料が旧校舎のときより増えたことによるものでございます。

続きまして、2項・学校運営費で12万円の増です。内訳は、中学校運営費の1節・報酬、会計年度任用職員報酬が157万5,000円の増で、これは先ほど小学

校費で申し上げました小学校で予定しておりました非常勤講師1名を中学校へ配置したことによるものです。

8節・旅費、会計年度任用職員の費用弁償、40万円の減は、小学校費と同じく、1か月単価で見積もっていたところ、1日単位の支出となったことによるものです。

18節・負担金補助及び交付金の選手派遣費補助は、コロナ禍で多くの大会が中止になっており、実績による減でございます。

○議長（伊豆 千夜子） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 31ページになります。

10款・教育費、4項・幼稚園費、2目・幼稚園運営費で212万5,000円の減額をお願いしております。

内訳は32ページ、13節・使用料及び賃借料で、双葉幼稚園閉園に伴い、双葉幼稚園から斎宮幼稚園までをタクシーで園児を送迎していましたが、保護者の意向でタクシーの利用をやめたことにより、120万円の減額をお願いするものでございます。

また、その下の19節・扶助費で町外の幼稚園へ通園する園児に対する施設型給付費について、当初4人と見込んでいましたが、実績により1名となったため、92万5,000円の減額をお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 5項・社会教育費、3目・公民館費で180万3,000円の減額をお願いしております。

32ページ、公民館費の7節・報償費、施設管理人謝金は40万円の減で、コロナウイルス対策による4月から5月の休館、施設の使用減に伴い、管理人の出勤日数が減少したことによるものです。

10節・需用費の電気料30万円の減は、同様に4月、5月の休館、施設の使用減に伴うものです。

生涯学習事業の7節・報償費、講座等謝金は70万円の減で、コロナ禍で寿大

学や女性教室等、6講座の不開校、他の講座の開校時期の延期等によるものです。

10節・需用費、食糧費8万6,000円の減は、文化祭中止による運営委員のお茶代等の減でございます。

11節・役務費、手話通訳派遣コーディネーター料7万2,000円の減は、講座の開講式、文化祭の中止により、手話通訳者の派遣が不要となったことによるものです。

12節・委託料、講座講師派遣等委託料24万5,000円の減は、文化祭の中止による音響委託の減等によるものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 4目・文化財保存活用費は464万8,000円の減額でございます。

27節・繰出金は294万8,000円の減額で、詳細は特別会計でご説明をいたします。

その下の測量基準点設置等委託料のマイナス60万円と、13節・使用料及び賃借料の重機等借上料の110万円の減額は、どちらも開発に伴う受託事業の精算でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 5目・ふるさと会館費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当額変更に伴う財源振替でございます。

続きまして、33ページ、34ページをお願いいたします。

6項・保健体育費、1目・保健体育総務費で134万1,000円の減額です。

18節・負担金補助及び交付金の学校プール開放運営委員会補助44万1,000円の減は、コロナウイルス感染防止のため、夏休みの小学校プール開放事業を中止したことによる減です。全国大会等参加選手強化費補助は90万円の減で、本年度は新型コロナの影響により、全国大会等の中止が多く、出場機会が減少したことによる実績による減額でございます。

2目・体育施設費は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充
当額変更に伴う財源振替でございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 11款・公債費、1項・公債費、1目・元
金は800万円の増額をお願いしております。

22節・償還金利子及び割引料は、総務債で80万円、教育債で720万円をお願
いしております。いずれも借入れ実績によるものでございます。

2目・利子は717万円の減額をお願いしております。

22節・償還金利子及び割引料は、総務債で294万円、農林水産業債で10万円、
土木債で25万円、教育債で388万円をお願いしております。いずれも、前年度
分の借入れ利率、借入れ期間の実績によるものでございます。

続きまして、12款・諸支出金、1項・基金費、1目・ふるさと寄附基金積立
金で2億2,000万円の追加補正をお願いしております。

これは本年度ご寄附いただいたうち、令和3年度以降に返礼品を発送する見
込み分と、利益分の概算見込みを基金に積み立てているものでございます。

2目・退職手当基金費は2,043万2,000円の追加をお願いしております。

松阪地区広域消防組合の明和町職員分の退職金を積み立てるものでございま
す。

3目・教育・福祉施設建設基金費は4,000円の追加補正。

4目・一般財政調整基金費は1億円の追加補正。

5目・減債基金費は120万9,000円の追加補正。

6目・地域づくり基金費は1,000円の追加補正。

次ページをご覧ください。

7目・ふるさとづくり基金費は1,000円の追加補正。

8目・ボランティア基金費は1,000円の追加補正。

9目・緑化基金費は3,000円の追加補正。

10目・ふるさと・水と土保全対策基金費は5,000円の追加補正。

11目・公共施設等基金費は8,000円の追加補正。

13目・文化・スポーツ振興基金費は5万円の追加補正。

15目・交通安全対策基金費は9,000円の追加補正。

16目・明和町森林環境譲与税基金費は80万1,000円の追加補正をお願いする
ものでございます。それぞれ基金条例に基づきまして、主に基金利息などを積
み立てるものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ペー
ジ、歳入をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 2款・地方譲与税、1項地方揮発油譲与
税、1目・地方揮発油譲与税で400万円の減額補正をお願いしております。

続きまして、2項・自動車重量譲与税、1目・自動車重量譲与税で300万円
の減額補正をお願いしております。

4款・配当割交付金、1項・配当割交付金、1目・配当割交付金で300万円
の減額補正をお願いしております。

5款・株式等譲渡所得割交付金、1項・株式等譲渡所得割交付金、1目・株
式等譲渡所得割交付金で800万円の減額をお願いしております。

○議長（伊豆 千夜子） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 14款・使用料及び手数料、1項・使用料、5目・教育
使用料で65万円の減でございます。公民館使用料の減でございます。コロナ
禍により、休館等がございましたことから使用料も減少しております。

以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 15款・国庫支出金、1項・国庫支出金、1
目・民生費国庫負担金207万2,000円を計上しております。2節・国民健康保険
基盤安定国庫負担金でございます。これは先ほど歳出、3款・民生費、国民健
康保険事務費のところの説明いたしました国保特別会計への国民健康保険基盤

安定繰出金のうち、保険者支援分に係る国庫負担金で、補助率は2分の1でございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 7ページに移りまして、2項・国庫補助金、1目・総務費国庫補助金、1節・総務費国庫補助金で4,597万6,000円の追加補正をお願いしております。

これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,440万9,000円を追加補正しておるものでございます。これに伴い、各対象事業の充当額の変更によりまして、歳出全般で財源振替を行っております。

また、特別定額給付金事業の実績180万円と給付事務費経費の実績1,109万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。いずれも補助率100%でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 同じく、1節・総務費国庫補助金に個人番号カード交付補助としまして553万5,000円の減額を計上しております。

これは歳出、2款・総務費、戸籍住民基本台帳費のところで説明申し上げましたJ-LISへ負担する個人番号カード事業費交付金の減額に係るもので、補助率は100%でございます。

2目・民生費国庫補助金、1節・民生費国庫補助金に17万9,000円を計上しております。これは児童手当に係るマイナンバー情報連携に係るシステム改修費への補助で、総務費総合行政システム費で支出する電算委託料の一部がこの対象となるために、こちらに充当させていただくものでございます。補助率は3分の2でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 3目・衛生費国庫補助金、1節・衛生費国庫補助金で134万5,000円の減額補正です。合併処理浄化槽設置事業補助の実績に伴う減額でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 同じく、衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助で143万6,000円の減額がお願いしております。こちらは、令和2年度における補助対象事業が、令和3年度に移行したことにより減額をお願いするものでございます。補助率は100%でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 4目・土木費国庫補助金で409万3,000円の増額で、内訳は1節・住宅費国庫補助金、木造住宅耐震補強工事補助で50万円の減額で補助実績によるものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 同じく、2節・土木費国庫補助金の459万3,000円の増額でございます。

これは社会資本整備総合交付金事業の国の補正により500万円の増、狭あい道路整備等促進事業で交付対象の精算により40万7,000円の減でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 5目・教育費国庫補助金、1節・就学援助費国庫補助金で43万2,000円の減額をお願いしております。

こちらは、教育支援体制整備事業費補助で、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談を実施するための経費を対象としたものですが、令和2年度において、新規の整備事業のみの対象となったために補助対象外となり、減額をしております。補助率は3分の1でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 民間資金等活用事業調査費補助605万円は、歳出で説明しました小学校区編制に係るPFI導入可能性調査に対する補助で、補助率は100%です。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 16款・県支出金、1項・県負担金、1目・民

生費負担金、1節・国民健康保険基盤安定負担金（保険税軽減分）に552万円を計上しております。

これは先ほど歳出、3款・民生費、国民健康保険事務費のところで説明いたしました国民健康保険基盤安定繰出金のうち、保険税の低所得者軽減分に対する県の負担金で、補助率は4分の3でございます。

それから、2節・国民健康保険基盤安定負担金（保険者支援分）に103万6,000円を計上しております。

これは先ほど民生費、国民健康保険事務費のところで説明いたしました国民健康保険基盤安定繰出金のうち、保険者支援分に係る県の負担金で、補助率は4分の1でございます。

続きまして、2項・県補助金、2目・民生費補助金、1節・社会福祉費補助金に280万円の減額を計上しております。

これは先ほど民生費、社会福祉総務費、福祉医療費助成事業のところで説明いたしました子ども医療費に対する県補助金で、県対象助成額の減額に伴うもので、補助率は2分の1でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 3目・衛生費補助金で29万1,000円の増額をお願いしております。

合併処理浄化槽設置事業補助の実績に伴う増額でございます。補助率は3分の1でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（堀 真） まず、4目・農林水産業費補助金で83万円の減額をお願いしております。

機構集積支援事業補助で23万円の減額をお願いしております。これは歳出で説明いたしました農業委員、最適化委員の研修旅費を充当させていただいておりましたが、コロナ禍により実施できなかったものによる減額補正でございます。

次に、農地利用最適化交付金60万円の減額をお願いしております。当交付金におきまして、農業委員、最適化委員の報酬に充当させていただいておりましたが、11月に実施されました会計検査におきまして、委員報酬は本来単独費で支払うもので、当交付金を充当しているのは不適切であるとの指摘があり、単独費に報酬費を支払うように変えさせていただいたものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 5目・土木費補助金、1節・土木費補助金で木造住宅耐震補強工事補助につきまして50万円の減額です。補助実績によるものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 6目・教育費補助金、1節・社会教育費補助金で106万7,000円の減額をお願いしております。

これは歳出のときにご説明いたしました放課後子ども教室事業における減額に伴い、県補助金の減額をお願いするものでございます。補助率は3分の2でございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 9ページ、18款・寄附金、1項・寄附金、1目・総務費寄附金、1節・総務費寄附金は1億5,000万円の追加補正をお願いしております。これはふるさと寄附実績によるもので、補正後は13億5,050万円となります。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 19款・繰入金、1項・特別会計繰入金、2目・後期高齢者医療特別会計繰入金、1節・後期高齢者医療特別会計繰入金に99万6,000円を計上しております。これは過年度後期高齢者医療特別会計事務費等の精算により不用額を一般会計に戻すものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 2項・基金繰入金、7目、1節・ふるさ

と寄附基金繰入金で5,920万円の減額補正をお願いしております。

地域振興事業で70万円の追加補正と、人権啓発事業で40万円、観光振興事業で330万円、教育・福祉環境整備事業で2,200万円、新型コロナウイルス感染症対策事業で3,220万円、放課後児童対策事業で200万円を減額するものでございます。いずれも、事業実績に基づき補正するものでございます。

9目・一般財政調整基金繰入金、1節・一般財政調整基金繰入金で9,800万円の減額補正をお願いします。

これも、新型コロナウイルス感染症対策に充てておりました基金を、臨時交付金に財源振替するために減額するものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 21款・諸収入、4項・雑入で163万4,000円の増額をお願いしております。

これは歳出でご説明させていただきました多面的機能支払交付金、事業未実施に伴います返還金でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 同じく雑入の施設命名権料74万1,000円は、総合体育館のネーミングライツの指名権料でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 2節・一般文化財発掘調査受託事業収入は170万円の減額です。これはJAの明和南支店と金剛坂の開発に伴う受託事業の精算でございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 22款・町債、1項・町債、1目・総務債、4節・減収補填債で3,640万円の追加補正をお願いしております。

こちらは、税収の下落による地方交付税の影響を勘案した措置として発行可能となったものでございます。

2目・農林水産業債で2,310万円の追加補正をお願いしております。

1 節・農業用施設債で2,310万円、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業債で1,030万円、県営経営体育成基盤整備事業債で1,530万円の追加補正、県営水環境整備事業債で250万円の減額補正をお願いしております。

3 目・土木債で760万円の追加補正をお願いしております。

1 節・道路整備事業債で760万円、社会資本整備総合交付金事業債で800万円の追加補正、狭あい道路整備等促進事業債で40万円の減額補正をお願いしております。

4 目・教育債で1,110万円の追加補正をお願いしております。

1 節・公共施設等適正管理推進事業債の長寿命化事業の社会教育施設で1,530万円の減、11ページに移りまして、学校教育施設等整備事業債で2,640万円の追加、これはG I G Aスクールのネットワークの整備に係る事業でございます。それぞれ事業確定に伴う補正をお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） お諮りします。

このままですと、12時を過ぎてしまいますので、議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

よって、会議時間は延長することに決定しました。

続きまして、議案書の一般会計補正予算、75ページ、第2表 繰越明許費をお願いします。

産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 議案書、75ページでございます。

6 款・農林水産業費、1 項・農業費で600万円の繰越明許をお願いさせていただきます。

これは12月に補正をお願いさせていただきまして、2月24日に入札させていただきました斎宮きららの森維持管理事業で、東屋設置を考えておりまして、森林税の活用方法について、明確になるまで時間を要したことから、工事発注

が遅れたことによりお願いするもので、6月末までの工期を考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 8款・土木費、2項・道路橋梁費、事業名、社会資本整備総合交付金事業で2,153万1,000円の繰越しをお願いしております。

これは歳出で説明いたしました斎宮北28号線の工事費と、委員会で説明いたしました坂本前野線の用地買収費の合計を繰越しするものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 10款・教育費、2項・小学校費、小学校区編制事業で1,050万円の繰越しをお願いします。

先ほども申し上げましたが、当業務は、校区編制による新小学校の建設に係るPFI導入可能性調査と、同調査に必要な基本構想の作成業務について業務委託を行うものです。導入可能性調査は、従来の方式に対して、PFIの手法で建設することの妥当性等について、効果やコスト等を比較して調査するものです。

校区編制の目標としています令和8年に新小学校を開校するため、令和3年度においてPFIの導入可能性調査を実施する必要があり、内閣府の補助事業を活用してこの調査を行うことが可能なため、本定例会に予算計上し、次年度への繰越しをお願いするものでございます。

同じく、3項・中学校費、中学校建設事業で152万9,000円の繰越しをお願いします。

当業務は、中学校の解体工事により、高濃度PCBを含有するおそれのある安定器が確認されたため、9月定例会において、高濃度PCB廃棄物処分に係るPCB含有安定器の仕分登録業務及び収集運搬処分業務の委託料をお認めいただいたものです。

仕分登録業務を実施し、処分先の北九州PCB処理事業者への受付登録を終了しておりますが、当該事業者の処分量が膨大な状況で、処理計画による処理

日程が定まらないため、運搬費用及び処分費用の次年度への繰越しをお願いするものです。

同じく、10款の6項・保健体育費、総合体育館洗面台改修事業で60万円の繰越しをお願いします。

当該工事は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、センサー式の水栓設備に改修する工事で、地方創生臨時交付金を財源として実施するべく、12月定例会においてお認めいただいたものです。議決後、請負契約を締結し、早期実施を進めておりましたが、コロナ禍による当該機材の需要過多で、全国的に品不足の状態となっており、年度内の納入が見込めないため、次年度への繰越しをお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 続いて、76ページ、第3表 地方債補正をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） それでは、第3表 地方債補正の詳細説明を行います。

まず、76ページで追加でございます。

起債の目的は減収補填債でございます。限度額は3,640万円、起債の方法は証書借入、利率、償還方法はご覧のとおりでございます。

次の77ページをご覧いただきたいと思います。

変更でございます。

起債の目的で、県営経営体育成基盤整備事業債で、補正前1,350万円を補正後2,880万円に。

県営水環境整備事業債は450万円を200万円に。

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業債は530万円を1,560万円に。

社会資本整備総合交付金事業債は3,510万円を4,310万円に。

狭あい道路整備等促進事業債は220万円を180万円に。

公共施設等適正管理推進事業債、長寿命化事業の社会教育施設は1,530万円

をゼロに。

学校教育施設等整備事業債は3,610万円を6,250万円にそれぞれ変更をお願いするものでございます。

起債の方法、利率、償還方法は、いずれも変更ございません。

以上でございます。

◎議案第16号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第16号の説明を歳入歳出全般並びに議案書の82ページ、第2表 繰越明許費も併せてお願いします。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 斎宮跡保存事業特別会計のところの7ページ、8ページをお願いいたします。

歳出からご説明をいたします。

1款・総務費、1項・総務管理費、2目・保存活用費で補正額22万円の減額補正をお願いいたします。

12節・委託料のマイナス22万円は、熱気球のフライト委託料で、観月会に予定をしておりましたが、コロナにより中止となりましたので精算をするものでございます。

4目・歴史的風致維持向上計画推進費は272万8,000円の減額です。こちらの作業員等謝金は、歴まち事業で事業計画が変更になったことでの減額でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

5ページ、6ページをお願いいたします。

3款・繰入金、1項・他会計繰入金、1目・一般会計繰入金、1節・繰入金

294万8,000円は、一般会計の歳出でご説明をいたしました繰入金で、先ほど歳入歳出の委託料と作業員謝金の合計額を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、議案書の82ページをお願いいたします。

1 款・総務費、1 項・総務管理費の歴史的風致維持向上計画推進事業の5,734万円は、歴まちの1期事業で、国土交通省及び文化庁と協議の上、次年度へ繰越す分でございます。委員会でご説明をさせていただいた内容のものでございます。

説明は以上です。

◎議案第17号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第17号の説明を歳入歳出全般でお願いいたします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 7 ページ、8 ページをお願いいたします。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費に1,955万6,000円の減額を計上しております。内訳としましては、12節・委託料で1,955万6,000円を減額でございます。これは国民健康保険標準システムの導入作業の額の確定に伴う減額、またマイナンバー取得促進リーフレットの同封作業、国保調整交付金のシステム改修に係る追加分の増減に係るものでございます。

1 款・総務費、2 項・徴税費、1 目・賦課徴収費に54万円の減額を計上しております。内訳としましては、12節・委託料で54万円の減額をしています。これは保険税額について、本算定分の通知の際、翌年度の仮算定分の額も案内しておりましたのを、3月にお知らせするようにするため、仮徴収通知作業を行

います。それに伴う委託料の追加と、コンビニ収納システムの導入委託料の確定に伴う減額によるものでございます。

2款・保険給付費、1項・療養諸費、1目・一般被保険者療養給付費に2億円の減額を計上しております。内訳としましては、18節・負担金補助及び交付金で2億円の減額です。これは実績見込額に基づきまして減額するものでございます。

3目・一般被保険者療養費に300万円の減額を計上しております。18節・負担金補助及び交付金でございます。こちらも実績見込額に基づき減額するものでございます。

2項・高額療養費、1目・一般被保険者高額療養費に4,000万円の減額をしております。18節・負担金補助及び交付金でございます。こちらも実績見込額に基づき減額するものでございます。

5款・保険事業費、2項・特定健康診査等事業費、1目・特定健康診査等事業費に400万4,000円の減額を計上しております。12節・委託料に係るものでございます。こちらも実績見込額に基づき減額するものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

6款・基金積立金、1項・基金積立金、1目・財政調整基金積立金に1,999万円の増額をお願いしております。内訳としましては、24節・積立金でございます。これは国民健康保険に係る財政調整基金への積立金でございます。

8款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金、7目・保険給付金費等交付金償還金に9万3,000円を計上しております。22節・償還金利子及び割引料でございます。これは令和元年度に県から交付されました保険給付費の精算に伴う返還金でございます。

次に、歳入のほうに説明を移らせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

4款・県支出金、1項・県負担金補助金、1目・保険給付費等交付金、1節・普通交付金に2億4,300万円の減額を計上しております。これは保険給付

費に対する県の交付金に係るもので、保険給付費の減額に合わせて減額するものでございます。

2 節・特別交付金に1,963万5,000円の減額をお願いしております。これは国民健康保険標準化システム導入に係る交付金で、標準システム導入費の減額に伴うものでございます。

5 款・繰入金、1 項・他会計繰入金、1 目・一般会計繰入金、1 節・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）に736万円の増額をお願いしております。これは一般会計の歳出、国民健康保険事務費繰出金のところで申しあげました一般会計からの繰入金で、保険基盤安定負担金の金額が確定したことにより、その保険税軽減分の増額分を計上するものでございます。

2 節・保険基盤安定繰入金（保険者支援分）に414万4,000円の増額を計上しております。これは、先ほどと同様、一般会計から繰入金で、保険基盤安定負担金の金額が確定したことにより、その保険者支援分の増額分を計上するものでございます。

5 節・事務費繰入金に54万円の減額を計上しております。これは先ほどと同様、一般会計からの繰入金で、コンビニ収納システム改修費と、仮徴収通知作業費の増減に見合う分を繰り入れるものでございます。

6 款・繰越金、1 項・繰越金、1 目・繰越金、1 節・繰越金に448万8,000円の増額をお願いしております。これは歳出の補正額に見合う調整分として繰越金を充当するものでございます。

7 款・諸収入、2 項・預金利子、1 目・預金利子、1 節・預金利子の16万6,000円を計上しております。これは国民健康保険に係る税制調整基金の利子でございます。

以上です。

◎議案第18号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第18号の説明を歳入歳出全般でお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

それでは、歳出からご説明いたします。

農業集落排水事業特別会計予算書の7ページ、8ページをご覧ください。

第1款・事業費、1項・農業集落排水事業費、1目・農業集落排水総務費におきまして134万2,000円の増額をお願いします。26節・公課費の消費税納付金の増で、消費税額の確定によるものでございます。

続きまして、2目・維持管理費で100万円の減額をお願いします。10節・需用費、笹笛処理場の電気料の減で、実績による減額でございます。

2款・公債費、1項・公債費、1目・元金で財源振替をお願いします。一般会計繰入金700万円を前年度繰入金に振替をさせていただくものでございます。

3款・諸支出金、1項・基金費、1目・農業集落排水整備事業支援事業基金費の25節・積立金で19万2,000円の追加補正をお願いしております。基金利子を積立てさせていただくものでございます。

続きまして、歳入でございます。

農業集落排水事業特別会計の予算書、5ページ、6ページをご覧ください。

3款・財産収入の1項・財産運用収入、1目・利子及び配当金、1節・利子及び配当金で19万2,000円の増額でございます。基金利子の額の確定によるものでございます。

4款・繰入金、1項・繰入金、1目・一般会計繰入金、1節・一般会計繰入金は665万8,000円の減額でございます。歳入歳出の精算に伴う減額でございます。

5 款・繰越金、1 項・繰越金、1 目・繰越金、1 節・繰越金で700万円の増額で、前年度繰越金を計上させていただきました。

以上です。

◎議案第19号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きますして、議案第19号の説明を歳入歳出全般並びに議案書の92ページ、第2表 繰越明許費、93ページ、第3表 地方債補正も併せてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

それでは、歳出からご説明をいたします。

公共下水道特別会計予算書、7ページ、8ページをご覧ください。

1 款・事業費、1 項・公共下水道事業費、1 目・施設建設事業費で65万9,000円の増額をお願いしております。12節・委託費で200万円の減、21節・補償補填及び賠償金で320万円の減額を行い、14節・工事請負費に組替え、520万円を計上させていただいております。事業費確定に伴う組替えでございます。

次に、18節・負担金補助及び交付金で65万9,000円の増額をお願いしております。国の3次補正により、今年度の宮川流域下水道事業の増工が行われたことによる負担金の増額でございます。

2 款・公債費、1 項・公債費、1 目・元金、22節・償還金利子及び割引料では、額の確定に伴い、下水道債40万4,000円の増額をお願いします。そして、2 目・利子、22節・償還金利子及び割引料につきましても、額の確定に伴い、下水道債108万円の減額をお願いします。

続きまして、歳入でございます。

公共下水道特別会計予算書、5ページ、6ページをご覧ください。

1款・分担金及び負担金、1項・分担金、1目・公共下水道事業分担金、現年度下水道事業分担金について300万円の減額でございます。宮川流域関連公共下水道事業の進捗の遅れに伴い、明星自治会及び本郷自治会の一部につきまして、下水道受益者分担金の納付期限の見直しを行ったことによるものでございます。

4款・繰入金の1項・繰入金、1目・一般会計繰入金、1節・一般会計繰入金は1,000万円の減額でございます。歳入歳出の精算に伴う繰入金の減額でございます。

5款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金で1,258万3,000円の増額でございます。前年度繰越金を計上させていただきました。

続きまして、7款・町債、1項・町債、1目・公共下水道債の1節・公共下水道事業債は40万円の増額でございます。こちらは国の3次補正により、今年度の宮川流域下水道事業が増工となったことによる分担金の増額に伴い、下水道債の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案書の92ページをお願いします。

第2表 繰越明許費でございます。

1款・事業費、1項・公共下水道事業費、施設建設事業費の（宮川流域関連公共下水道事業工事請負費）で8,500万円の繰越明許をお願いします。12月末に工事請負契約を締結しました宮川流域関連公共下水道事業の管路施設工事32工区につきましては、3月末までの工期を7月末まで、3月入札を予定しております本舗装復旧工事、明星工区その2につきましては、8月末まで工期延長をいたしたく、予算の繰越しをお願いします。

続きまして、93ページ、第3表 地方債補正でございます。

起債の目的は、公共下水道事業、限度額、補正前が2億7,430万円、補正後が2億7,470万円でございます。

利率、償還方法につきましては、補正前、補正後とも記載のとおりで変更は
ございません。

以上でございます。

◎議案第20号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第20号の説明を歳入歳出全般で願
いします。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 介護保険特別会計、11ページ、12ページをお
願いたします。

1 款・総務費、3 項・介護認定審査費、2 目・認定調査費、11 節・役務費で
250万円の減額をお願いしております。こちらは主治医意見書手数料ですが、
新型コロナウイルス感染拡大を受け、介護認定期間が特例措置により延長され
たため、認定審査に係る主治医意見書の作成が減少したことにより減額をお願
いするものです。

12 節・委託料で50万円の減額をお願いしております。こちらは介護認定調査
を居宅介護支援事業者に委託しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大を
受け、介護認定期間が特例措置により延長されたため、認定審査に係る認定調
査の委託件数が減少したことにより減額をお願いするものです。

2 款・保険給付費、1 項・介護サービス等諸費、1 目・居宅介護サービス給
付費、18 節・負担金補助及び交付金で5,400万円を計上しております。こちら
は居宅介護サービス給付費に係るもので、実績見込額に基づき、追加補正をお
願いするものです。

続きまして、3 目・地域密着型介護サービス給付費、18 節・負担金補助及び

交付金で400万円を計上しております。こちらは地域密着型介護サービス給付費に係るもので、実績見込額に基づき追加補正をお願いするものでございます。

5目・施設介護サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金で2,500万円を計上しております。こちらは施設介護サービス給付費に係るもので、実績見込額に基づき追加補正をお願いするものでございます。

9目・居宅介護サービス計画給付費、18節・負担金補助及び交付金で400万円を計上しております。こちらは居宅介護サービス計画給付費に係るもので、実績見込額に基づき追加補正をお願いするものです。

続きまして、2項・介護予防サービス等諸費、5目・介護予防福祉用具購入費、18節・負担金補助及び交付金で30万円を計上しております。こちらは介護予防福祉用具購入費に係るもので、実績見込額に基づき、追加補正をお願いしております。

6目・介護予防住宅改修費、18節・負担金補助及び交付金で100万円を計上しております。こちらは介護予防住宅改修費に係るもので、実績見込額に基づき、追加補正をお願いするものです。

次に、4項・高額介護サービス等費、1目・高額介護サービス費、18節・負担金補助及び交付金で600万円を計上しております。こちらは高額介護サービス費に係るもので、実績見込額に基づき追加補正をお願いするものです。

続きまして、13ページ、14ページをお願いいたします。

3款・地域支援事業費、1項・介護予防生活支援サービス事業費、1目・介護予防生活支援サービス事業費、18節・負担金補助及び交付金で400万円の減額をお願いしております。こちらは現行相当サービス事業費負担金で、介護予防日常生活支援総合事業において、現行相当サービスに該当するヘルパーやデイサービスの利用の実績見込額に基づき減額をお願いするものです。

2目・介護予防ケアマネジメント事業費、18節・負担金補助及び交付金で100万円の減額をお願いしております。こちらは介護予防ケアマネジメント負担金で、実績見込額に基づき減額をお願いするものです。

続きまして、2項・一般介護予防事業費、1目・一般介護予防事業費についての財源振替につきましては、国・県の交付金の充当額の変更に伴う財源振替でございます。

続きまして、3項・包括的支援事業・任意事業費、1目・総合相談事業費、2目・権利擁護事業費、3目・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、4目、任意事業費、5目・在宅医療介護連携推進事業費、6目・認知症総合支援事業、7目・地域ケア会議推進事業費、8目・生活支援体制整備事業費につきましては、国・県の交付金の充当額の変更に伴う財源振替でございます。

続きまして、15ページ、16ページをご覧ください。

4項・高額介護サービス費、1目・高額介護サービス費、5項・高額医療合算介護サービス費、1目・高額医療合算介護サービス費、6項・その他諸費、1目・審査支払手数料につきましては、国・県の交付金の充当額の変更に伴う財源振替でございます。

5款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金、1目・第1号被保険者保険料還付金、22節・償還金利子及び割引料で14万6,000円を計上しております。こちらは、介護保険料返還金で、実績見込額により追加補正をお願いするものでございます。

3項・基金費、1目・介護保険介護給付費準備基金費、24節・積立金で1,998万6,000円を計上しております。こちらは介護保険介護給付費準備基金への積立金で、基金利息分も含めて基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

5ページ目、6ページ目をお願いいたします。

1款・保険料、1項・介護保険料、1目・第1号被保険者保険料、1節・現年度分特別徴収保険料で590万2,000円を計上しております。こちらは現年度分特別徴収保険料に係る分で、調定見込額に基づき増額するものでございます。

2節・現年度分普通徴収保険料で10万8,000円の減額を計上しております。こちらは現年度分普通徴収保険料に係る分で、実績見込額に基づき減額するも

のでございます。

3節・過年度分第1号被保険者保険料で28万7,000円を計上しております。こちらは過年度分第1号被保険者保険料に係る分で、調定見込額に基づき増額するものでございます。

続きまして、2款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目・介護給付費国庫負担金、1節・介護給付費国庫負担金で1,601万2,000円を計上しております。こちらは介護給付費国庫負担金に係る分で、交付決定額に基づき増額するものでございます。

続きまして、2項・国庫補助金、1目・調整交付金、1節・現年度分調整交付金で649万1,000円を計上しております。こちらは現年度分調整交付金に係る分で、見込額に基づき増額するものでございます。

2目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で299万円の減額を計上しております。1節、現年度分につきましては、地域支援事業交付金の交付決定に基づき減額するものでございます。

3目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）で269万9,000円の減額を計上しております。こちら1節・現年度分につきましては、地域支援事業交付金の交付決定に基づき減額するものでございます。

4目・保険者機能強化推進交付金で317万2,000円を計上しております。1節・保険者機能強化推進交付金につきましては、交付決定額に基づき増額するものでございます。

6目・介護保険保険者努力支援交付金で335万7,000円を計上しております。1節。介護保険保険者努力支援交付金につきましては、交付決定額に基づき増額するものでございます。

3款・支払基金交付金、1項・支払基金交付金、1目・介護給付費交付金、1節・介護給付費交付金で1,406万7,000円を計上しております。こちらは社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費に対する交付金で、確定見込みに基づきまして計上するものでございます。

2目・地域支援事業支援交付金で181万円の減額をお願いしております。1節・現年度分につきましては、地域支援事業交付金交付決定額に基づき減額するものでございます。

続きまして、4款・県支出金、1項・県支出金、1目・介護給付費県負担金、1節・介護給付費県負担金で417万2,000円を計上しております。こちらは介護給付費県負担金に係る分で、交付決定額に基づき増額するものでございます。

続きまして、7ページ、8ページをご覧ください。

2項・県補助金、1目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で3,000円の減額をお願いしております。現年度分につきましては、地域支援事業交付金の交付決定額に基づき減額するものです。

2目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）で135万2,000円の減額をお願いしております。こちら現年度分につきましては、地域支援事業交付金の交付決定に基づき減額するものでございます。

5款・財産収入、1項・財産運用収入、1目・利子及び配当金、1節・利子及び配当金で10万4,000円を計上しております。こちらは基金の利子でございます。

続きまして、6款・繰入金、1項・一般会計繰入金、1目・介護給付費繰入金、現年度分で1,178万7,000円を計上しております。こちらは歳出にあります介護給付費の補正分に係る分を一般会計から繰り入れるものでございます。

2目・地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）で62万5,000円の減額をお願いしております。1節・現年度分で、こちら歳出にあります介護予防生活支援サービス事業費と介護予防ケアマネジメント事業費の補正分に係る分を減額するものでございます。

4目・事務費繰入金、1節・事務費繰入金で300万円の減額をお願いしております。こちらは歳出にあります介護認定調査費の補正分に係る分を減額するものでございます。

7款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金で5,139万2,000

円を計上しております。こちらは歳出の補正額に見合う分を繰越金で充当するものでございます。

8款・諸収入、1項・延滞金加算金及び過料、1目・第1号被保険者延滞金、1節・第1号被保険者延滞金で10万7,000円を計上しております。こちらは第1号被保険者の延滞金を受けるものでございます。

2目・第三者納付金、1節・第三者納付金で28万2,000円を計上しております。こちらは交通事故等の第三者行為による納付金を受けるものでございます。

3目・雑入、1節・雑入で188万7,000円を計上しております。こちらは令和元年度分の社会福祉協議会に委託した各種事業の返還金と、松阪市に委託しております介護保険認定審査会の委託費の分で、余剰金の返還を受けるものでございます。以上でございます。

◎議案第21号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第21号の説明を歳入歳出全般でお願いいたします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 後期高齢者医療特別会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

歳出のほうから説明させていただきます。

予算に関する説明書の後期高齢者医療特別会計の7ページ、8ページをご覧ください。

2款・後期高齢者医療広域連合納付金、1項・後期高齢者医療広域連合納付金、1目・後期高齢者医療広域連合納付金に1,869万6,000円を計上しております。18節・負担金補助及び交付金に係るものでございます。こちらは後期高齢

者医療広域連合に納付する各負担金の確定に伴うものでございます。共通経費負担金として30万円の減額、一般管理事務費負担金として49万2,000円の減額、健康診査事業費負担金として49万7,000円の減額、健康診査事業事務費負担金として3万6,000円の追加、保険料負担金として1,994万9,000円の追加をお願いしております。

4款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金、1目・保険料還付金に20万円を計上しております。22節・償還金利子及び割引料に係るものでございます。これは保険料の還付金に係るもので、実績見込みにより追加をお願いするものでございます。

2項・繰出金、1目・繰出金に99万6,000円を計上しております。27節・一般会計繰出金に係るものでございます。これは過年度の療養給付費負担金の精算に伴う返還金と、過年度の事務費繰入金の精算に伴う不用額を一般会計に戻すものでございます。

続きまして、歳入のほうに説明を移らさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

3款・一般会計繰入金、1項・一般会計繰入金、1目・事務費繰入金、1節・事務費繰入金に125万3,000円の減額を計上しております。これは一般会計から繰り入れる後期高齢者医療広域連合負担金に係るもので、歳出のところで説明いたしました後期高齢者医療広域連合への負担金の増減に伴い、減額するものでございます。

4款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金に2,023万8,000円を計上しております。これは歳出の補正額に見合う分を繰越金で充当するものでございます。

5款・諸収入、3項・雑入、1目・雑入、1節・雑入に90万7,000円を計上しております。これは過年度療養費負担金の精算による返還金等でございます。以上です。

◎議案第22号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第22号の説明を収入支出全般でお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

議案書の101ページ並びに水道事業会計予算書をご覧ください。

まず、収益的支出でございます。

水道事業会計の企－1ページ、企－2ページをご覧ください。

1款・水道事業費用、1項・営業費用、1目・原水及び浄水費で430万円の減額をお願いしております。

その内訳といたしまして、21節・動力費の水源地電気料の200万円の減額をお願いしております。こちらは各水源地電気料の実績による減額補正でございます。

2目・配水及び給水費、19節・修繕料につきましては、配水管の修繕料の実績に伴いまして200万円の減額をお願いしております。

そして、23節・材料費につきましても、維持管理用材料の使用実績に伴いまして30万円の減額をお願いしております。

続きまして、資本的支出でございます。

企－5ページ、6ページをご覧ください。

1款・資本的支出、1項・建設改良費、1目・建設改良費で2,231万円の減額をお願いいたします。

その内訳といたしまして、16節・委託費、委託料の950万円の減額、20節・工事請負費では1,281万円の減額をお願いさせていただいております。水道施

設の整備に係る委託料及び工事請負費の実績に伴う減額補正でございます。

続きまして、資本的収入です。

予算書の企－3、企－4ページをご覧ください。

1款・資本的収入、4項・工事負担金、1目・工事負担金、1節・工事負担金で1,263万1,000円の減額をお願いしております。こちらは建設改良費の減額に伴います工事負担金の減額補正でございます。

次に、企－7ページをご覧ください。

キャッシュフロー計算書でございます。こちらにつきましては省略をさせていただきますと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は、説明までですので、質疑、討論、採決は、3月4日に行うことにします。

◎散会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 0時 25分）
